

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成16年7月2日 04-制度-00034</p> <p style="text-align: center;">沿革（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>平成26年9月17日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成16年7月2日 04-制度-00034</p> <p style="text-align: center;">沿革（略）</p>	
<p>独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p> <p>I 用語の定義</p> <p>この規程において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和25年法律第67号）及び各約款によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 非常付保率とは、非常事由に係る付保率をいう。</p> <p>(2) 信用付保率とは、信用事由に係る付保率をいう。</p> <p>(3) 非常事由とは、次に掲げる事由をいう。</p> <p>① 貿易一般保険約款にあっては、同約款第3条第1号のてん補危険については同約款第4条第1号から第10号までに掲げるてん補事由及び同約款第3条第2号又は第4号のてん補危険については同約款第4条第1号から第9号までに掲げるてん補事由</p> <p>② <u>貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款</u>にあっては、同約款第3条第1号から第9号までに掲げるてん補事由</p> <p>③ <u>貿易代金貸付（保証債務）保険約款</u>にあっては、同約款第3条第1号に掲げるてん補事由</p> <p>④ 簡易通知型包括保険約款にあっては、同約款第11条第1号のてん補危険については同約款第12条第1号から第10号までに掲げるてん補事由及び同約款第11条第2号のてん補危険については同約款第12条第1号から第9号までに掲げるてん補事由</p> <p>⑤ 輸出手形保険約款にあっては、同約款第4条第1号から</p>	<p>独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p> <p>I 用語の定義</p> <p>この規程において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和25年法律第67号）及び各約款によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 非常付保率とは、非常事由に係る付保率をいう。</p> <p>(2) 信用付保率とは、信用事由に係る付保率をいう。</p> <p>(3) 非常事由とは、次に掲げる事由をいう。</p> <p>① 貿易一般保険約款にあっては、同約款第3条第1号のてん補危険については同約款第4条第1号から第10号までに掲げるてん補事由及び同約款第3条第2号又は第4号のてん補危険については同約款第4条第1号から第9号までに掲げるてん補事由</p> <p>② <u>貿易代金貸付保険約款</u>にあっては、同約款第3条第1号から第9号までに掲げるてん補事由</p> <p>③ 簡易通知型包括保険約款にあっては、同約款第11条第1号のてん補危険については同約款第12条第1号から第10号までに掲げるてん補事由及び同約款第11条第2号のてん補危険については同約款第12条第1号から第9号までに掲げるてん補事由</p> <p>④ 輸出手形保険約款にあっては、同約款第4条第1号から</p>	

新	旧	備考
<p>第4号までに掲げるてん補事由</p> <p><u>⑥</u> 前払輸入保険約款にあつては、同約款第3条第1号から第8号までに掲げるてん補事由</p> <p><u>⑦</u> 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款にあつては、同約款第3条第1号から第9号までに掲げるてん補事由</p> <p><u>⑧</u> 海外事業資金貸付（保証債務）保険約款にあつては、同約款第3条第1号に掲げるてん補事由</p>	<p>第4号までに掲げるてん補事由</p> <p><u>⑤</u> 前払輸入保険約款にあつては、同約款第3条第1号から第8号までに掲げるてん補事由</p> <p><u>⑥</u> 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款にあつては、同約款第3条第1号から第9号までに掲げるてん補事由</p> <p><u>⑦</u> 海外事業資金貸付（保証債務）保険約款にあつては、同約款第3条第1号に掲げるてん補事由</p>	
<p>(4) 信用事由とは、次に掲げる事由をいう。</p> <p>① 貿易一般保険約款にあつては、同約款第3条第1号のてん補危険については同約款第4条第11号から第13号までに掲げるてん補事由及び同約款第3条第2号又は第4号のてん補危険については同約款第4条第12号又は第14号に掲げるてん補事由</p> <p>② <u>貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款</u>にあつては、同約款第3条第10号又は第11号に掲げるてん補事由</p> <p>③ <u>貿易代金貸付（保証債務）保険約款</u>にあつては、<u>同約款第3条第2号又は第3号に掲げるてん補事由</u></p> <p>④ <u>簡易通知型包括保険約款</u>にあつては、同約款第11条第1号のてん補危険については同約款第12条第11号から第13号までに掲げるてん補事由及び同約款第11条第2号のてん補危険については同約款第12条第12号又は第14号に掲げるてん補事由</p> <p>⑤ <u>輸出手形保険約款</u>にあつては、同約款第4条第5号に掲げるてん補事由</p> <p>⑥ <u>前払輸入保険約款</u>にあつては、同約款第3条第9号又は第10号に掲げるてん補事由</p> <p>⑦ <u>海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款</u>にあつては、同約款第3条第10号又は第11号に掲げるてん補事由</p> <p>⑧ <u>海外事業資金貸付（保証債務）保険約款</u>にあつては、<u>同約款第3条第2号又は第3号に掲げるてん補事由</u></p>	<p>(4) 信用事由とは、次に掲げる事由をいう。</p> <p>① 貿易一般保険約款にあつては、同約款第3条第1号のてん補危険については同約款第4条第11号から第13号までに掲げるてん補事由及び同約款第3条第2号又は第4号のてん補危険については同約款第4条第12号又は第14号に掲げるてん補事由</p> <p>② <u>貿易代金貸付保険約款</u>にあつては、同約款第3条第10号又は第11号に掲げるてん補事由</p> <p>③ <u>簡易通知型包括保険約款</u>にあつては、同約款第11条第1号のてん補危険については同約款第12条第11号から第13号までに掲げるてん補事由及び同約款第11条第2号のてん補危険については同約款第12条第12号又は第14号に掲げるてん補事由</p> <p>④ <u>輸出手形保険約款</u>にあつては、同約款第4条第5号に掲げるてん補事由</p> <p>⑤ <u>前払輸入保険約款</u>にあつては、同約款第3条第9号又は第10号に掲げるてん補事由</p> <p>⑥ <u>海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款</u>にあつては、同約款第3条第10号又は第11号に掲げるてん補事由</p> <p>⑦ <u>海外事業資金貸付（保証債務）保険約款</u>にあつては、<u>同約款第3条第2号又は第3号に掲げるてん補事由</u></p>	
<p>(5) 2年未満案件とは、輸出契約等のうち、代金等の決済が起</p>	<p>(5) 2年未満案件とは、輸出契約等のうち、代金等の決済が起</p>	

新	旧	備考
<p>算点から2年未満に行われるもの（10%以内の金額をリテンションとして後払いする部分のみの決済が起算点から2年以上となるものを含む。）又は<u>貿易代金貸付金債権に係る契約のうち、貿易代金貸付金債権等の償還が起算点から2年未満に行われるもの（複数の者が協調して貸し付ける貿易代金貸付金債権に係る契約で保険契約に係る貿易代金貸付金債権等が優先して償還される場合であって、当該償還期間のみが2年未満となるものを除く。）をいう。</u></p> <p>(6) <u>2年以上案件とは、2年未満案件以外の輸出契約等若しくは貿易代金貸付金債権等に係る契約又は貿易代金の支払のための資金に充てられる借入金等に係る契約をいう。</u></p> <p>(7) 名簿規程とは、<u>海外商社名簿</u>について（平成13年4月1日 01-制度-00063）をいう。</p> <p>(8) 格とは、<u>名簿規程第1条第1項に規定する海外商社名簿</u>において、同項に規定する海外商社ごとに付された同条第2項第2号に規定する格付をいう。</p> <p>(9) ILCとは、GS格、GA格、GE格又はSA格の銀行が発行又は確認する信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No.600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものに限る。）であって、取り消すことができないものをいう。</p> <p>(10) 起算点とは、OECD輸出信用アレンジメントに定める起算点をいう。</p> <p>(11) 延払元本とは、OECD輸出信用アレンジメントの輸出信用の元本をいう。</p> <p>(12) 非延払部分とは、2年以上案件の代金等の額のうち、延払元本及び当該延払元本に付随する金利の額以外の部分をいう。</p> <p>(13) 設備財等特約書とは、貿易一般保険包括保険（鉄道車両）</p>	<p>算点から2年未満に行われるもの（10%以内の金額をリテンションとして後払いする部分のみの決済が起算点から2年以上となるものを含む。）又は<u>貸付契約のうち、貸付金の償還が起算点から2年未満に行われるもの（複数の者が協調して貸し付ける貸付契約で被保険者の貸付金額が優先して償還される場合であって、当該償還期間のみが2年未満となるものを除く。）をいう。</u></p> <p>(6) 2年以上案件とは、2年未満案件以外の輸出契約等又は<u>貸付契約</u>をいう。</p> <p>(7) 名簿規程とは、<u>海外商社名簿</u>について（平成13年4月1日 01-制度-00063）をいう。</p> <p>(8) 格とは、<u>名簿規程第1条第1項に規定する海外商社名簿</u>において、同項に規定する海外商社ごとに付された同条第2項第2号に規定する格付をいう。</p> <p>(9) ILCとは、GS格、GA格、GE格又はSA格の銀行が発行又は確認する信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No.600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものに限る。）であって、取り消すことができないものをいう。</p> <p>(10) 起算点とは、OECD輸出信用アレンジメントに定める起算点をいう。</p> <p>(11) 延払元本とは、OECD輸出信用アレンジメントの輸出信用の元本をいう。</p> <p>(12) 非延払部分とは、2年以上案件の代金等の額のうち、延払元本及び当該延払元本に付随する金利の額以外の部分をいう。</p> <p>(13) 設備財等特約書とは、貿易一般保険包括保険（鉄道車両）</p>	

新	旧	備考																												
<p>特約書、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書又は貿易一般保険包括保険（船舶）特約書をいう。</p> <p>(14) 技術提供特約書とは、貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書をいう。</p> <p>(15) 企業総合特約書とは、貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書をいう。</p> <p>(16) 消費財特約書とは、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書をいう。</p> <p>(17) 2年未満貸付特約書とは、貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書をいう。</p> <p>(18) 2年以上貸付特約書とは、貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書をいう。</p> <p>(19) 個別保険とは、上記(13)から(18)までの特約書又は輸出保証保険包括保険特約書によらず保険契約を締結する場合をいう。</p>	<p>特約書、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書又は貿易一般保険包括保険（船舶）特約書をいう。</p> <p>(14) 技術提供特約書とは、貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書をいう。</p> <p>(15) 企業総合特約書とは、貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書をいう。</p> <p>(16) 消費財特約書とは、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書をいう。</p> <p>(17) 2年未満貸付特約書とは、貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書をいう。</p> <p>(18) 2年以上貸付特約書とは、貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書をいう。</p> <p>(19) 個別保険とは、上記(13)から(18)までの特約書又は輸出保証保険包括保険特約書によらず保険契約を締結する場合をいう。</p>																													
<p>II 保険料率</p> <p>[1] 貿易一般保険約款（以下 [1] において「約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 個別保険の場合の船前危険（約款第3条第1号のてん補危険をいう。以下同じ。）又は船後危険（約款第3条第2号又は第4号のてん補危険をいう。以下同じ。）のうち2年未満案件若しくは2年以上案件（非延払部分に限る。）に係る保険価額当たりの保険料率</p> <p>(1) 非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。</p> $\text{基本保険料率}(\%) = (a \times X + b) \times \text{非常付保率} \times \text{商品係数} \times c$ <p>① 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="159 1284 958 1406"> <thead> <tr> <th rowspan="2">国カテゴリー</th> <th colspan="2">船前危険</th> <th colspan="2">船後危険</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>0.000023</td> <td>0.009</td> <td>0.000149</td> <td>0.003</td> </tr> </tbody> </table>	国カテゴリー	船前危険		船後危険		a	b	a	b	A	0.000023	0.009	0.000149	0.003	<p>II 保険料率</p> <p>[1] 貿易一般保険約款（以下 [1] において「約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 個別保険の場合の船前危険（約款第3条第1号のてん補危険をいう。以下同じ。）又は船後危険（約款第3条第2号又は第4号のてん補危険をいう。以下同じ。）のうち2年未満案件若しくは2年以上案件（非延払部分に限る。）に係る保険価額当たりの保険料率</p> <p>(1) 非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。</p> $\text{基本保険料率}(\%) = (a \times X + b) \times \text{非常付保率} \times \text{商品係数} \times c$ <p>① 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1003 1284 1803 1406"> <thead> <tr> <th rowspan="2">国カテゴリー</th> <th colspan="2">船前危険</th> <th colspan="2">船後危険</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>0.000023</td> <td>0.009</td> <td>0.000149</td> <td>0.003</td> </tr> </tbody> </table>	国カテゴリー	船前危険		船後危険		a	b	a	b	A	0.000023	0.009	0.000149	0.003	
国カテゴリー		船前危険		船後危険																										
	a	b	a	b																										
A	0.000023	0.009	0.000149	0.003																										
国カテゴリー	船前危険		船後危険																											
	a	b	a	b																										
A	0.000023	0.009	0.000149	0.003																										

新					旧					備考
B	0.000150	0.009	0.000765	0.003	B	0.000150	0.009	0.000765	0.003	
C	0.000285	0.033	0.001515	0.010	C	0.000285	0.033	0.001515	0.010	
D	0.000439	0.033	0.002283	0.010	D	0.000439	0.033	0.002283	0.010	
E	0.000513	0.090	0.002910	0.030	E	0.000513	0.090	0.002910	0.030	
F	0.000624	0.090	0.003431	0.030	F	0.000624	0.090	0.003431	0.030	
G	0.000676	0.285	0.004515	0.093	G	0.000676	0.285	0.004515	0.093	
H	0.000904	0.381	0.005987	0.124	H	0.000904	0.381	0.005987	0.124	
<p>(注) 国カテゴリーは、日本貿易保険が別に定める国カテゴリー分類による（以下この規程において同じ。）</p> <p>② Xは、次の期間の日数（当該日数が30日未満の場合にあっては30日）とする。</p> <p>(i) 船前危険の場合は、保険契約締結日から起算した輸出、販売又は賃貸の日までの期間（以下「船積前期間」という。）</p> <p>(ii) 船後危険の場合は、輸出、販売若しくは賃貸の日若しくは対価の確認日（以下「輸出等の日」という。）から決済の期限までの期間（以下「船積後期間」という。）</p> <p>③ cは次のとおりとする。</p> <p>(i) 消費財特約書により保険契約を締結する輸出契約であって、当該保険の不てん補部分を対象として保険契約を締結する場合は、0.8とする。</p> <p>(ii) その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。</p> <p>(2) 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。</p> <p>① 船前危険</p> <p>基本保険料率(%)=0.000138×X×信用付保率×商品係数×a</p> <p>(i) Xは、船積前期間の日数（当該日数が30日未満の場合にあっては30日）とする。</p> <p>(ii) aは次のとおりとする。</p> <p>(イ) 消費財特約書にかかる保険契約を締結する輸出契</p>					<p>(注) 国カテゴリーは、日本貿易保険が別に定める国カテゴリー分類による（以下この規程において同じ。）</p> <p>② Xは、次の期間の日数（当該日数が30日未満の場合にあっては30日）とする。</p> <p>(i) 船前危険の場合は、保険契約締結日から起算した輸出、販売又は賃貸の日までの期間（以下「船積前期間」という。）</p> <p>(ii) 船後危険の場合は、輸出、販売若しくは賃貸の日若しくは対価の確認日（以下「輸出等の日」という。）から決済の期限までの期間（以下「船積後期間」という。）</p> <p>③ cは次のとおりとする。</p> <p>(i) 消費財特約書により保険契約を締結する輸出契約であって、当該保険の不てん補部分を対象として保険契約を締結する場合は、0.8とする。</p> <p>(ii) その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。</p> <p>(2) 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。</p> <p>① 船前危険</p> <p>基本保険料率(%)=0.000138×X×信用付保率×商品係数×a</p> <p>(i) Xは、船積前期間の日数（当該日数が30日未満の場合にあっては30日）とする。</p> <p>(ii) aは次のとおりとする。</p> <p>(イ) 消費財特約書にかかる保険契約を締結する輸出</p>					

新		旧		備考																																								
<p>約であって、当該保険の不てん補部分を対象として保険契約を締結する場合は、0.8とする。</p> <p>(p) その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。</p> <p>② 船後危険</p> <p>基本保険料率(%) = (a X + b) × 信用付保率 × 商品係数 × c × d</p> <p>(i) 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p>		<p>契約であって、当該保険の不てん補部分を対象として保険契約を締結する場合は、0.8とする。</p> <p>(p) その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。</p> <p>② 船後危険</p> <p>基本保険料率(%) = (a X + b) × 信用付保率 × 商品係数 × c × d</p> <p>(i) 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p>																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th>調整係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政府開発援助契約等(8(4)に規定する2年未満案件をいう。以下同じ。)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又は I L C の発行銀行若しくは確認銀行の保険契約締結日における格付</td> <td>0.000684</td> <td>0.000</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.001213</td> <td>0.022</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.003282</td> <td>0.064</td> <td>0.45</td> </tr> </tbody> </table>			a	b	調整係数	政府開発援助契約等(8(4)に規定する2年未満案件をいう。以下同じ。)				政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又は I L C の発行銀行若しくは確認銀行の保険契約締結日における格付	0.000684	0.000	0.2		0.001213	0.022	0.3		0.003282	0.064	0.45	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th>調整係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政府開発援助契約等(8(4)に規定する2年未満案件をいう。以下同じ。)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又は I L C の発行銀行若しくは確認銀行の保険契約締結日における格付</td> <td>0.000684</td> <td>0.000</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.001213</td> <td>0.022</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.003282</td> <td>0.064</td> <td>0.45</td> </tr> </tbody> </table>			a	b	調整係数	政府開発援助契約等(8(4)に規定する2年未満案件をいう。以下同じ。)				政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又は I L C の発行銀行若しくは確認銀行の保険契約締結日における格付	0.000684	0.000	0.2		0.001213	0.022	0.3		0.003282	0.064	0.45	
	a	b	調整係数																																									
政府開発援助契約等(8(4)に規定する2年未満案件をいう。以下同じ。)																																												
政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又は I L C の発行銀行若しくは確認銀行の保険契約締結日における格付	0.000684	0.000	0.2																																									
	0.001213	0.022	0.3																																									
	0.003282	0.064	0.45																																									
	a	b	調整係数																																									
政府開発援助契約等(8(4)に規定する2年未満案件をいう。以下同じ。)																																												
政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又は I L C の発行銀行若しくは確認銀行の保険契約締結日における格付	0.000684	0.000	0.2																																									
	0.001213	0.022	0.3																																									
	0.003282	0.064	0.45																																									
<p>(ii) X は、次の式により算出した日数(当該日数が30日未満の場合にあつては30日とし、1日未満の端数は四捨五入する。)とする。</p> <p>船積前期間(約款第3条第4号のてん補危険にあつては、保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間。2(2)②(iii)において同じ。)の日数 × 調整係数 + 船積後期間の日数</p> <p>調整係数は、上記(i)の表のとおりとする。</p> <p>(iii) c は、次のとおりとする。</p> <p>(i) <u>日本貿易保険が保険契約を締結した輸出契約等の相手方又は貿易代金貸付の相手方若しくは保証債務に係る主たる債務者(以下、[1]において「債務者」と</u></p>		<p>(ii) X は、次の式により算出した日数(当該日数が30日未満の場合にあつては30日とし、1日未満の端数は四捨五入する。)とする。</p> <p>船積前期間(約款第3条第4号のてん補危険にあつては、保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間。2(2)②(iii)において同じ。)の日数 × 調整係数 + 船積後期間の日数</p> <p>調整係数は、上記(i)の表のとおりとする。</p> <p>(iii) c は、次のとおりとする。</p> <p>(i) <u>日本貿易保険が保険契約を締結した輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約の相手方が当該保険契約の被保険者に対して負担する債務</u></p>																																										

新	旧	備考																																				
<p>いう。)が当該保険契約の被保険者に対して負担する債務を履行することが著しく困難である場合において、当該債務の履行の円滑化を図るために当該保険契約の被保険者と<u>当該輸出契約等の相手方又は債務者</u>が新たに締結した輸出契約等について、当該被保険者が日本貿易保険に保険契約の締結を求め、かつ、日本貿易保険がこれを特に必要と認めて保険契約を締結する場合は、そのてん補する危険の程度に応じて、1.5、2.0、2.5又は3.0のいずれかとする。なお、この場合、代金等の支払人の保険契約締結日における格付にかかわらず上記(i)の表のEM格又はEF格の係数を適用する。</p> <p>(ρ) その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。</p> <p>(iv) dは次のとおりとする。</p> <p>(イ) 消費財特約書により保険契約を締結する輸出契約であって、当該保険の不てん補部分を対象として保険契約を締結する場合は、0.8とする。</p> <p>(ρ) その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。</p> <p>(3) 商品係数は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="181 895 936 975"> <thead> <tr> <th>国カテゴリー</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th>F</th> <th>G</th> <th>H</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>係数</td> <td>3.2</td> <td>3.2</td> <td>3.1</td> <td>3.1</td> <td>3.0</td> <td>3.0</td> <td>2.6</td> <td>2.3</td> </tr> </tbody> </table>	国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H	係数	3.2	3.2	3.1	3.1	3.0	3.0	2.6	2.3	<p>を履行することが著しく困難である場合において、当該債務の履行の円滑化を図るために当該保険契約の被保険者と<u>当該輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約の相手方</u>が新たに締結した輸出契約等について、当該被保険者が日本貿易保険に保険契約の締結を求め、かつ、日本貿易保険がこれを特に必要と認めて保険契約を締結する場合は、そのてん補する危険の程度に応じて、1.5、2.0、2.5又は3.0のいずれかとする。なお、この場合、代金等の支払人の保険契約締結日における格付にかかわらず上記(i)の表のEM格又はEF格の係数を適用する。</p> <p>(ρ) その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。</p> <p>(iv) dは次のとおりとする。</p> <p>(イ) 消費財特約書により保険契約を締結する輸出契約であって、当該保険の不てん補部分を対象として保険契約を締結する場合は、0.8とする。</p> <p>(ρ) その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。</p> <p>(3) 商品係数は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1025 895 1780 975"> <thead> <tr> <th>国カテゴリー</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th>F</th> <th>G</th> <th>H</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>係数</td> <td>3.2</td> <td>3.2</td> <td>3.1</td> <td>3.1</td> <td>3.0</td> <td>3.0</td> <td>2.6</td> <td>2.3</td> </tr> </tbody> </table>	国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H	係数	3.2	3.2	3.1	3.1	3.0	3.0	2.6	2.3	
国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H																														
係数	3.2	3.2	3.1	3.1	3.0	3.0	2.6	2.3																														
国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H																														
係数	3.2	3.2	3.1	3.1	3.0	3.0	2.6	2.3																														
<p>2 設備財等特約書、技術提供特約書又は企業総合特約書により保険契約を締結する場合の船前危険又は船後危険のうち2年未満案件若しくは2年以上案件(非延払部分に限る。)に係る保険価額当たりの保険料率</p> <p>(1) 非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。</p> <p>① 船前危険 基本保険料率(%) = (a X + b) × 非常付保率 ÷ 0.8</p> <p>② 船後危険 基本保険料率(%) = (a X + b) × 非常付保率 ÷ 0.975</p> <p>③ 係数a及びbは、下表のとおりとする。</p>	<p>2 設備財等特約書、技術提供特約書又は企業総合特約書により保険契約を締結する場合の船前危険又は船後危険のうち2年未満案件若しくは2年以上案件(非延払部分に限る。)に係る保険価額当たりの保険料率</p> <p>(1) 非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。</p> <p>① 船前危険 基本保険料率(%) = (a X + b) × 非常付保率 ÷ 0.8</p> <p>② 船後危険 基本保険料率(%) = (a X + b) × 非常付保率 ÷ 0.975</p> <p>③ 係数a及びbは、下表のとおりとする。</p>																																					

新					旧					備考
国カテゴリー	船前危険		船後危険		国カテゴリー	船前危険		船後危険		
	a	b	a	b		a	b	a	b	
A	0.000014	0.006	0.000116	0.002	A	0.000014	0.006	0.000116	0.002	
B	0.000096	0.006	0.000597	0.002	B	0.000096	0.006	0.000597	0.002	
C	0.000182	0.021	0.001182	0.008	C	0.000182	0.021	0.001182	0.008	
D	0.000281	0.021	0.001781	0.008	D	0.000281	0.021	0.001781	0.008	
E	0.000328	0.058	0.002270	0.023	E	0.000328	0.058	0.002270	0.023	
F	0.000399	0.058	0.002676	0.023	F	0.000399	0.058	0.002676	0.023	
G	0.000433	0.182	0.003522	0.073	G	0.000433	0.182	0.003522	0.073	
H	0.000578	0.244	0.004670	0.097	H	0.000578	0.244	0.004670	0.097	

④ Xは、上記1(1)②の規定を準用する。

(2) 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。

① 船前危険

基本保険料率(%)=0.00009×X×信用付保率÷0.8×c

(i) Xは、船積前期間の日数(当該日数が30日未満の場合にあっては30日)とする。

(ii) cは、次のとおりとする。

(i) 設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合は、次のとおりとする。

(a) 保険契約締結日においてGS格、GA格、GE格、SA格、EE格、EA格、EM格又はEF格の者を相手方とする輸出契約等(一の契約に含まれる輸出契約、仲介貿易契約及び技術提供契約の合計金額が500億円を超えるものに限る。)については、その危険の程度に応じて、1.0又は3.0とする。

(b) 保険契約締結日においてPN格、PU格又はPT格の者(海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人に限る。)を相手方とする輸出契約等(一の契約に含まれる輸出契約、仲介貿易契約及び技術提供契約の合計金額が25億円以上のもの

④ Xは、上記1(1)②の規定を準用する。

(2) 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。

① 船前危険

基本保険料率(%)=0.00009×X×信用付保率÷0.8×c

(i) Xは、船積前期間の日数(当該日数が30日未満の場合にあっては30日)とする。

(ii) cは、次のとおりとする。

(i) 設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合は、次のとおりとする。

(a) 保険契約締結日においてGS格、GA格、GE格、SA格、EE格、EA格、EM格又はEF格の者を相手方とする輸出契約等(契約金額が500億円を超えるものに限る。)については、その危険の程度に応じて、1.0又は3.0とする。

(b) 保険契約締結日においてPN格、PU格又はPT格の者(海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人に限る。)を相手方とする輸出契約等(契約金額が25億円以上のものに限り、ILCにより決済されるもの及び政府開発援助契約等

新					旧					備考																																																														
<p>の)に限り、I L Cにより決済されるもの及び政府開発援助契約等を除く。)の場合は、2.0とする。</p> <p>(c) その他の場合は、1.0とする。</p> <p>(d) 企業総合特約書により保険契約を締結する場合は、1.0とする。</p> <p>② 船後危険</p> <p>基本保険料率(%) = (a X + b) × 信用付保率 ÷ 0.9 × c</p> <p>(i) 設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合の係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p>					<p>を除く。)の場合は、2.0とする。</p> <p>(c) その他の場合は、1.0とする。</p> <p>(d) 企業総合特約書により保険契約を締結する場合は、1.0とする。</p> <p>② 船後危険</p> <p>基本保険料率(%) = (a X + b) × 信用付保率 ÷ 0.9 × c</p> <p>(i) 設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合の係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p>																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>a</th> <th>b</th> <th>調整 係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">政府開発援助契約等</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又はI L Cの発行銀行若しくは確認銀行の格付</td> <td>G S 格、G A 格、G E 格、E E 格、S A 格又はP U 格 (信用事由をてん補しない場合)</td> <td>0.000493</td> <td>0.000</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>E A 格</td> <td>0.000874</td> <td>0.016</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>E M 格又はE F 格</td> <td rowspan="2">0.002364</td> <td>0.046</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>船積後期間が180日以内の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>船積後期間が180日を超える場合</td> <td>0.007884</td> <td>▲0.948</td> <td>0.45</td> </tr> </tbody> </table>							a	b	調整 係数	政府開発援助契約等					政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又はI L Cの発行銀行若しくは確認銀行の格付	G S 格、G A 格、G E 格、E E 格、S A 格又はP U 格 (信用事由をてん補しない場合)	0.000493	0.000	0.2	E A 格	0.000874	0.016	0.3	E M 格又はE F 格	0.002364	0.046	0.45	船積後期間が180日以内の場合				船積後期間が180日を超える場合	0.007884	▲0.948	0.45	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>a</th> <th>b</th> <th>調整 係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">政府開発援助契約等</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又はI L Cの発行銀行若しくは確認銀行の格付</td> <td>G S 格、G A 格、G E 格、E E 格、S A 格又はP U 格 (信用事由をてん補しない場合)</td> <td>0.000493</td> <td>0.000</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>E A 格</td> <td>0.000874</td> <td>0.016</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>E M 格又はE F 格</td> <td rowspan="2">0.002364</td> <td>0.046</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>船積後期間が180日以内の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>船積後期間が180日を超える場合</td> <td>0.007884</td> <td>▲0.948</td> <td>0.45</td> </tr> </tbody> </table>							a	b	調整 係数	政府開発援助契約等					政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又はI L Cの発行銀行若しくは確認銀行の格付	G S 格、G A 格、G E 格、E E 格、S A 格又はP U 格 (信用事由をてん補しない場合)	0.000493	0.000	0.2	E A 格	0.000874	0.016	0.3	E M 格又はE F 格	0.002364	0.046	0.45	船積後期間が180日以内の場合				船積後期間が180日を超える場合	0.007884	▲0.948	0.45	
		a	b	調整 係数																																																																				
政府開発援助契約等																																																																								
政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又はI L Cの発行銀行若しくは確認銀行の格付	G S 格、G A 格、G E 格、E E 格、S A 格又はP U 格 (信用事由をてん補しない場合)	0.000493	0.000	0.2																																																																				
	E A 格	0.000874	0.016	0.3																																																																				
	E M 格又はE F 格	0.002364	0.046	0.45																																																																				
船積後期間が180日以内の場合																																																																								
	船積後期間が180日を超える場合	0.007884	▲0.948	0.45																																																																				
		a	b	調整 係数																																																																				
政府開発援助契約等																																																																								
政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又はI L Cの発行銀行若しくは確認銀行の格付	G S 格、G A 格、G E 格、E E 格、S A 格又はP U 格 (信用事由をてん補しない場合)	0.000493	0.000	0.2																																																																				
	E A 格	0.000874	0.016	0.3																																																																				
	E M 格又はE F 格	0.002364	0.046	0.45																																																																				
船積後期間が180日以内の場合																																																																								
	船積後期間が180日を超える場合	0.007884	▲0.948	0.45																																																																				
(注) 格付は、保険契約締結日における格付とする。					(注) 格付は、保険契約締結日における格付とする。																																																																			

新					旧					備考
(ii) 企業総合特約書により保険契約を締結する場合の係数 a 及び b は、下表のとおりとする。					(ii) 企業総合特約書により保険契約を締結する場合の係数 a 及び b は、下表のとおりとする。					
		a	b	調整係数			a	b	調整係数	
政府開発援助契約等					政府開発援助契約等					
政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又は I L C の発行銀行若しくは確認銀行の格付	G S 格、G A 格、G E 格、E E 格、S A 格又は P U 格 (信用事由をてん補しない場合)	0.000493	0.000	0.2	政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又は I L C の発行銀行若しくは確認銀行の格付	G S 格、G A 格、G E 格、E E 格、S A 格又は P U 格 (信用事由をてん補しない場合)	0.000493	0.000	0.2	
	E A 格	0.000874	0.016	0.3		E A 格	0.000874	0.016	0.3	
	E M 格又は E F 格	0.001182	0.023	0.45		E M 格又は E F 格	0.001182	0.023	0.45	
	船積後期間が 180 日を超える場合	0.003942	▲0.474			船積後期間が 180 日を超える場合	0.003942	▲0.474		
(注) 格付は、企業総合特約書第 1 条に規定する特約期間の開始日又は企業総合特約書第 2 条第 1 項の規定により当該代金等の支払人が新たに登録された日のいずれか遅い日 (以下「開始日等」という。) の格付とする。ただし、開始日等において当該代金等の支払人が E C 格、P N 格、P U 格若しくは P T 格の場合又は事故管理区分 (名簿規程別表第 2 に該当する格付をいう。) の格付 (以下この注において「E C 格等」という。) であって、E C 格等以外の格付に変更された場合にあつて					(注) 格付は、企業総合特約書第 1 条に規定する特約期間の開始日又は企業総合特約書第 2 条第 1 項の規定により当該代金等の支払人が新たに登録された日のいずれか遅い日 (以下「開始日等」という。) の格付とする。ただし、開始日等において当該代金等の支払人が E C 格、P N 格、P U 格若しくは P T 格の場合又は事故管理区分 (名簿規程別表第 2 に該当する格付をいう。) の格付 (以下この注において「E C 格等」という。) であって、E C 格等以外の格付に変更された場合にあつて					

新	旧	備考
<p>は、最初の変更日における格付とし、PU格に変更された場合にあっては変更日（PU格に変更された後にEC格等以外の格付に再度変更された場合にあっては、最初のEC格等以外の格付への変更日）における格付とする。</p> <p>(iii) Xは、次の式により算出した日数（当該日数が30日未満の場合にあっては30日とし、1日未満の端数は四捨五入する。）とする。</p> $\text{船積前期間の日数} \times \text{調整係数} + \text{船積後期間の日数}$ <p>調整係数は、上記(i)又は(ii)の表のとおりとする。</p> <p>(iv) cは、次のとおりとする。</p> <p>(i) 設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(a) 保険契約締結日においてGS格、GA格、GE格、SA格、EE格、EA格、EM格又はEF格の者（次の(b)に定める者を除く。）を代金等の支払人とする輸出契約等（<u>一の契約に含まれる輸出契約、仲介貿易契約及び技術提供契約の合計金額が500億円を超えるものに限る。</u>）については、その危険の程度に応じて、1.0又は3.0とする。</p> <p>(b) 保険契約締結日においてEM格、EF格、PN格、PU格又はPT格の者（海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人に限る。）を代金等の支払人とする輸出契約等（<u>一の契約に含まれる輸出契約、仲介貿易契約及び技術提供契約の合計金額が25億円以上のもの限り、ILCにより決済されるもの及び政府開発援助契約等を除く。</u>）の場合は、2.0とする。</p> <p>ただし、この場合における上記(i)の表の適用に当たっては、同表中「代金等の支払人又はILCの発行銀行若しくは確認銀行の格付」とあるのは「支</p>	<p>は、最初の変更日における格付とし、PU格に変更された場合にあっては変更日（PU格に変更された後にEC格等以外の格付に再度変更された場合にあっては、最初のEC格等以外の格付への変更日）における格付とする。</p> <p>(iii) Xは、次の式により算出した日数（当該日数が30日未満の場合にあっては30日とし、1日未満の端数は四捨五入する。）とする。</p> $\text{船積前期間の日数} \times \text{調整係数} + \text{船積後期間の日数}$ <p>調整係数は、上記(i)又は(ii)の表のとおりとする。</p> <p>(iv) cは、次のとおりとする。</p> <p>(i) 設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(a) 保険契約締結日においてGS格、GA格、GE格、SA格、EE格、EA格、EM格又はEF格の者（次の(b)に定める者を除く。）を代金等の支払人とする輸出契約等（<u>契約金額が500億円を超えるものに限る。</u>）については、その危険の程度に応じて、1.0又は3.0とする。</p> <p>(b) 保険契約締結日においてEM格、EF格、PN格、PU格又はPT格の者（海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人に限る。）を代金等の支払人とする輸出契約等（<u>契約金額が25億円以上のもの限り、ILCにより決済されるもの及び政府開発援助契約等を除く。</u>）の場合は、2.0とする。</p> <p>ただし、この場合における上記(i)の表の適用に当たっては、同表中「代金等の支払人又はILCの発行銀行若しくは確認銀行の格付」とあるのは「支払</p>	

新	旧	備考
<p>払保証状又はこれに準ずる書面の発行者の格付」と読み替えるものとする。</p> <p>(c) その他の場合は、1.0とする。</p> <p>(d) 企業総合特約書により保険契約を締結する場合には、別表第1のとおりとする。</p> <p>(h) <u>日本貿易保険が保険契約を締結した輸出契約等の相手方又は債務者が当該保険契約の被保険者に対して負担する債務を履行することが著しく困難である場合において、当該債務の履行の円滑化を図るために当該保険契約の被保険者と当該輸出契約等の相手方又は債務者が新たに締結した輸出契約等について、当該被保険者が日本貿易保険に保険契約の締結を求め、かつ、日本貿易保険がこれを特に必要と認めた場合は、そのてん補する危険の程度に応じて、1.5、2.0、2.5又は3.0のいずれかとする。なお、この場合、代金等の支払人の保険契約締結日における格付にかかわらず上記(i)の表のEM格又はEF格の係数を適用する。</u></p> <p>(ニ) その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。</p>	<p>保証状又はこれに準ずる書面の発行者の格付」と読み替えるものとする。</p> <p>(c) その他の場合は、1.0とする。</p> <p>(d) 企業総合特約書により保険契約を締結する場合には、別表第1のとおりとする。</p> <p>(h) <u>日本貿易保険が保険契約を締結した輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約の相手方が当該保険契約の被保険者に対して負担する債務を履行することが著しく困難である場合において、当該債務の履行の円滑化を図るために当該保険契約の被保険者と当該輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約の相手方が新たに締結した輸出契約等について、当該被保険者が日本貿易保険に保険契約の締結を求め、かつ、日本貿易保険がこれを特に必要と認めた場合は、そのてん補する危険の程度に応じて、1.5、2.0、2.5又は3.0のいずれかとする。なお、この場合、代金等の支払人の保険契約締結日における格付にかかわらず上記(i)の表のEM格又はEF格の係数を適用する。</u></p> <p>(ニ) その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。</p>	
<p>3 船後危険に係る割増・割引料率は、上記1又は2で算出した船後危険に係る基本保険料率にそれぞれ(1)及び(2)に規定する割増・割引係数を乗じて得た率を保険料率とする。</p> <p>(1) 知的財産権等のライセンス契約に係る貿易一般保険の取扱いについて(平成15年10月1日 03-制度-00065)に規定する特約を付して保険契約を締結する場合 当該保険契約で定められた保険金支払限度額の非常事由に係る保険金額の総額に対する割合(小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。)</p> <p>(2) 貿易一般保険(外貨建対応方式)特約書を付して保険契約を締結する場合(2年以上案件の場合を除く。) 1.10</p>	<p>3 船後危険に係る割増・割引料率は、上記1又は2で算出した船後危険に係る基本保険料率にそれぞれ(1)及び(2)に規定する割増・割引係数を乗じて得た率を保険料率とする。</p> <p>(1) 知的財産権等のライセンス契約に係る貿易一般保険の取扱いについて(平成15年10月1日 03-制度-00065)に規定する特約を付して保険契約を締結する場合 当該保険契約で定められた保険金支払限度額の非常事由に係る保険金額の総額に対する割合(小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。)</p> <p>(2) 貿易一般保険(外貨建対応方式)特約書を付して保険契約を締結する場合(2年以上案件の場合を除く。) 1.1</p>	

新	旧	備考																																																						
<p>4 消費財特約書により保険契約を締結する場合の非常事由に係る保険価額当たりの保険料率は、次の式により算出する。</p> <p>(1) 船前危険 $\text{保険料率(\%)} = a \times \text{非常付保率} \div 0.6$ (小数点以下第5位を四捨五入し、第4位までを有効とする。)</p> <p>(2) 船後危険 $\text{保険料率(\%)} = a \times \text{非常付保率} \div 0.6$</p> <p>(3) 係数 a は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="174 564 943 801"> <thead> <tr> <th>国カテゴリー</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th>F</th> <th>G</th> <th>H</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船前危険</td> <td>0.0030</td> <td>0.0053</td> <td>0.0149</td> <td>0.0176</td> <td>0.0362</td> <td>0.0382</td> <td>0.0977</td> <td>0.1306</td> </tr> <tr> <td>船後危険</td> <td>0.003</td> <td>0.011</td> <td>0.024</td> <td>0.034</td> <td>0.048</td> <td>0.055</td> <td>0.089</td> <td>0.118</td> </tr> </tbody> </table>	国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H	船前危険	0.0030	0.0053	0.0149	0.0176	0.0362	0.0382	0.0977	0.1306	船後危険	0.003	0.011	0.024	0.034	0.048	0.055	0.089	0.118	<p>4 消費財特約書により保険契約を締結する場合の非常事由に係る保険価額当たりの保険料率は、次の式により算出する。</p> <p>(1) 船前危険 $\text{保険料率(\%)} = a \times \text{非常付保率} + 0.6$ (小数点以下第5位を四捨五入し、第4位までを有効とする。)</p> <p>(2) 船後危険 $\text{保険料率(\%)} = a \times \text{非常付保率} + 0.6$</p> <p>(3) 係数 a は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1019 564 1787 801"> <thead> <tr> <th>国カテゴリー</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th>F</th> <th>G</th> <th>H</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船前危険</td> <td>0.0030</td> <td>0.0053</td> <td>0.0149</td> <td>0.0176</td> <td>0.0362</td> <td>0.0382</td> <td>0.0977</td> <td>0.1306</td> </tr> <tr> <td>船後危険</td> <td>0.003</td> <td>0.011</td> <td>0.024</td> <td>0.034</td> <td>0.048</td> <td>0.055</td> <td>0.089</td> <td>0.118</td> </tr> </tbody> </table>	国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H	船前危険	0.0030	0.0053	0.0149	0.0176	0.0362	0.0382	0.0977	0.1306	船後危険	0.003	0.011	0.024	0.034	0.048	0.055	0.089	0.118	
国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H																																																
船前危険	0.0030	0.0053	0.0149	0.0176	0.0362	0.0382	0.0977	0.1306																																																
船後危険	0.003	0.011	0.024	0.034	0.048	0.055	0.089	0.118																																																
国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H																																																
船前危険	0.0030	0.0053	0.0149	0.0176	0.0362	0.0382	0.0977	0.1306																																																
船後危険	0.003	0.011	0.024	0.034	0.048	0.055	0.089	0.118																																																
<p>5 船後危険のうち、2年以上案件の延払元本及び当該延払元本に付随する金利に係る保険価額（延払元本に係るものに限る。）当たりの保険料率</p> <p>(1) 個別保険又は設備財等特約書若しくは技術提供特約書に係る基本保険料率は、次の式により算出する。</p> $\text{基本保険料率(\%)} = \{(aX + b) \times (\text{非常付保率} \div 0.95) + (cX \times \text{信用付保率} \div 0.95) \times (1 - \text{信用割引係数の総和})\} \times \{(\text{非常付保率} - 0.95) \div 0.05 \times d + 1\} \times e \times (\text{ベター・ザン・ソブリン係数}) \times (\text{商品係数})$ <p>① 係数 a、b、d 及び e は、下表のとおりとする。ただし、オフショアエスクロウ口座が存在する場合は、国カテゴリーが1段階改善された係数（国カテゴリーBの場合を除く。）とする。</p> <table border="1" data-bbox="174 1332 943 1406"> <thead> <tr> <th>国カテゴリー</th> <th>a</th> <th>b</th> <th>d</th> <th>e</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	国カテゴリー	a	b	d	e						<p>5 船後危険のうち、2年以上案件の延払元本及び当該延払元本に付随する金利に係る保険価額（延払元本に係るものに限る。）当たりの保険料率</p> <p>(1) 個別保険又は設備財等特約書若しくは技術提供特約書に係る基本保険料率は、次の式により算出する。</p> $\text{基本保険料率(\%)} = \{(aX + b) \times (\text{非常付保率} \div 0.95) + (cX \times \text{信用付保率} \div 0.95) \times (1 - \text{信用割引係数の総和})\} \times \{(\text{非常付保率} - 0.95) \div 0.05 \times d + 1\} \times e \times (\text{ベター・ザン・ソブリン係数}) \times (\text{商品係数})$ <p>① 係数 a、b、d 及び e は、下表のとおりとする。ただし、オフショアエスクロウ口座が存在する場合は、国カテゴリーが1段階改善された係数（国カテゴリーBの場合を除く。）とする。</p> <table border="1" data-bbox="1019 1332 1787 1406"> <thead> <tr> <th>国カテゴリー</th> <th>a</th> <th>b</th> <th>d</th> <th>e</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	国カテゴリー	a	b	d	e																																								
国カテゴリー	a	b	d	e																																																				
国カテゴリー	a	b	d	e																																																				

新					旧					備考						
B	0.090	0.350	0.00000	0.99650	B	0.090	0.350	0.00000	0.99650							
C	0.200	0.350	0.00337	0.99350	C	0.200	0.350	0.00337	0.99350							
D	0.350	0.350	0.00489	0.98500	D	0.350	0.350	0.00489	0.98500							
E	0.550	0.350	0.01639	0.98250	E	0.550	0.350	0.01639	0.98250							
F	0.740	0.750	0.03657	0.98250	F	0.740	0.750	0.03657	0.98250							
G	0.900	1.200	0.05878	0.98000	G	0.900	1.200	0.05878	0.98000							
H	1.100	1.800	0.08598	0.98000	H	1.100	1.800	0.08598	0.98000							
<p>② 係数 c は、下表のとおりとする。ただし、オフショアエスクロウ口座が存在する場合は、国カテゴリーが1段階改善された係数（国カテゴリーBの場合を除く。）とする。</p>					<p>② 係数 c は、下表のとおりとする。ただし、オフショアエスクロウ口座が存在する場合は、国カテゴリーが1段階改善された係数（国カテゴリーBの場合を除く。）とする。</p>											
国カテゴリー 債務者格付	B	C	D	E	F	G	H	国カテゴリー 債務者格付	B		C	D	E	F	G	H
CC0	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	CC0	0.000		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
CC1	0.110	0.120	0.110	0.100	0.100	0.100	0.125	CC1	0.110		0.120	0.110	0.100	0.100	0.100	0.125
CC2	0.200	0.212	0.223	0.234	0.246	0.258	0.271	CC2	0.200		0.212	0.223	0.234	0.246	0.258	0.271
CC3	0.270	0.320	0.320	0.350	0.380	0.480	-	CC3	0.270		0.320	0.320	0.350	0.380	0.480	-
CC4	0.405	0.459	0.495	0.540	0.621	-	-	CC4	0.405		0.459	0.495	0.540	0.621	-	-
CC5	0.630	0.675	0.720	0.810	-	-	-	CC5	0.630		0.675	0.720	0.810	-	-	-
<p>債務者格付は、下表のとおりとする。ただし、次の(i)又は(ii)に該当する案件については、5(1)④に定める信用補完措置を考慮した上で、日本貿易保険が認めた債務者格付によるものとする。</p> <p>(i) 債務者の所在する国が国カテゴリーBないしH（OECD輸出信用アレンジメントに定めるカントリーリスクカテゴリー0に該当する場合を除く。）の場合であって、かつ、輸出信用供与額が500万SDR以下である場合</p> <p>(ii) 国カテゴリーBないしH（OECD輸出信用アレンジメントに定めるカントリーリスクカテゴリー0に該当する場合を除く。）向けプロジェクト・ファイナンス案件</p>					<p>債務者格付は、下表のとおりとする。ただし、次の(i)又は(ii)に該当する案件については、5(1)④に定める信用補完措置を考慮した上で、日本貿易保険が認めた債務者格付によるものとする。</p> <p>(i) 債務者の所在する国が国カテゴリーBないしH（OECD輸出信用アレンジメントに定めるカントリーリスクカテゴリー0に該当する場合を除く。）の場合であって、かつ、輸出信用供与額が500万SDR以下である場合</p> <p>(ii) 国カテゴリーBないしH（OECD輸出信用アレンジメントに定めるカントリーリスクカテゴリー0に該当する場合を除く。）向けプロジェクトファイナンス案件</p>											
CC0	ソブリン又はソブリンと同等の極めて高い信用力を				CC0	ソブリン又はソブリンと同等の極めて高い信用力を										

新		旧		備考
	持つ債務者		持つ債務者	
CC1	信用力が非常に高い債務者	CC1	信用力が非常に高い債務者	
CC2	信用力が高から中の上の債務者	CC2	信用力が高から中の上の債務者	
CC3	信用力が中程度の債務者	CC3	信用力が中程度の債務者	
CC4	信用力が中の下 of 債務者	CC4	信用力が中の下 of 債務者	
CC5	信用力が低い債務者	CC5	信用力が低い債務者	
<p>③ Xは、基本保険料率適用期間年数とし、次の式により算出する。</p> <p>基本保険料率適用期間年数＝期間MS日から起算点までの期間＋延払期間</p> <p>延払期間は、次の式により算出する。</p> $\text{延払期間} = (\text{WAL} - 0.25) \div 0.5$ <p>WALとは Weighted Average Life of The Repayment Periodのことをいい、次の式により算出する。</p> $\text{WAL} = \frac{\sum_{i=1}^n (R_i)}{T d n} \times T y n$		<p>③ Xは、基本保険料率適用期間年数とし、次の式により算出する。</p> <p>基本保険料率適用期間年数＝期間MS日から起算点までの期間＋延払期間</p> <p>延払期間は、次の式により算出する。</p> $\text{延払期間} = (\text{WAL} - 0.25) \div 0.5$ <p>WALとは Weighted Average Life of The Repayment Periodのことをいい、次の式により算出する。</p> $\text{WAL} = \frac{\sum_{i=1}^n (R_i)}{T d n} \times T y n$		
n	決済の回数	n	決済の回数	
R i	第 i 回目の決済（第 i 回目の決済に係る延払元本の保険価額×T d i ÷延払元本の保険価額の総額）	R i	第 i 回目の決済（第 i 回目の決済に係る延払元本の保険価額×T d i ÷延払元本の保険価額の総額）	
T d i	起算点から第 i 回目の決済の期限までの日数	T d i	起算点から第 i 回目の決済の期限までの日数	
T d n	起算点から最終の決済の期限までの日数	T d n	起算点から最終の決済の期限までの日数	
T y n	起算点から最終の決済の期限までの年数	T y n	起算点から最終の決済の期限までの年数	
<p>注1：基本保険料率の計算式中、{ }内の数値は小数点以下第6位を四捨五入し、第5位までを有効とし、商品係数を乗じる前の数値は</p>		<p>注1：基本保険料率の計算式中、{ }内の数値は小数点以下第6位を四捨五入し、第5位までを有効とし、商品係数を乗じる前の数値は</p>		

新		旧		備考
<p>小数点以下第4位を四捨五入し第3位までを有効とする。</p> <p>注2：基本保険料率の計算の各過程（期間MS日から起算点までの期間、WAL、Ri及びTy nを除く。）において生じた数値は、小数点以下第11位を四捨五入し、第10位までを有効とする。</p> <p>注3：期間MS日から起算点までの期間、WAL及びTy nは、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。</p> <p>注4：期間MS日は、第1回船積日又は第1回対価確認日から起算して起算点までの期間の中間日をいい、中間日が2日存在する場合は、最初の間日をいう。</p> <p>注5：期間MS日から起算点までの期間は、翌年の期間MS日の応答日までを1年として年換算し、端数の日数については、起算点の後の最初の期間MS日の応答日までの日数で年換算した数値とする。Ty nについても同様とする。</p> <p>注6：Riは小数点以下第7位を四捨五入し、第6位までを有効とする。</p> <p>④ 下表に掲げる信用リスク補完措置が講じられている場合には、信用割引係数は下表のとおりとする。ただし、信用割引係数の総和は、0.35未満とする。</p>		<p>小数点以下第4位を四捨五入し第3位までを有効とする。</p> <p>注2：基本保険料率の計算の各過程（期間MS日から起算点までの期間、WAL、Ri及びTy nを除く。）において生じた数値は、小数点以下第11位を四捨五入し、第10位までを有効とする。</p> <p>注3：期間MS日から起算点までの期間、WAL及びTy nは、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。</p> <p>注4：期間MS日は、第1回船積日又は第1回対価確認日から起算して起算点までの期間の中間日をいい、中間日が2日存在する場合は、最初の間日をいう。</p> <p>注5：期間MS日から起算点までの期間は、翌年の期間MS日の応答日までを1年として年換算し、端数の日数については、起算点の後の最初の期間MS日の応答日までの日数で年換算した数値とする。Ty nについても同様とする。</p> <p>注6：Riは小数点以下第7位を四捨五入し、第6位までを有効とする。</p> <p>④ 下表に掲げる信用リスク補完措置が講じられている場合には、信用割引係数は下表のとおりとする。ただし、信用割引係数の総和は、0.35未満とする。</p>		
<p>オフテイク契約担保 （法的強制力を伴い貸出人に対して当該契約を譲渡し、債務者が支払不能となった後には、貸出人が債務者に代わって当該契約上の権利を行使で</p>	<p>0.1 （オフショアエスクロウ口座がある場合を除く。）</p>	<p>オフテイク契約担保 （法的強制力を伴い貸出人に対して当該契約を譲渡し、債務者が支払不能となった後には、貸出人が債務者に代わって当該契約上の権利を行使で</p>	<p>0.1 （オフショアエスクロウ口座がある場合を除く。）</p>	

新		旧		備考
きるもの。)		きるもの。)		
オンショア動産担保 (機関車、医療機器又は建設機械等、容易に移転が可能でそれ自体価値を有するもの。)	0.25 (オンショア不動産担保がある場合を除く。)	オンショア動産担保 (機関車、医療機器又は建設機械等、容易に移転が可能でそれ自体価値を有するもの。)	0.25 (オンショア不動産担保がある場合を除く。)	
オンショアエスクロウ口座 (貸出人が債権保全の観点から、債務者による自由な使用を制限した上で債務者所在国内に設定した販売代金等を留保するための銀行口座。)	次の式により算出される相当の比率であって、0.1までの係数で日本貿易保険が認めたもの 当該口座留保金額／貸出額	オンショアエスクロウ口座 (貸出人が債権保全の観点から、債務者による自由な使用を制限した上で債務者所在国内に設定した販売代金等を留保するための銀行口座。)	次の式により算出される相当の比率であって、0.1までの係数で日本貿易保険が認めたもの 当該口座留保金額／貸出額	
オンショア不動産担保 (工場の組立て加工ラインに埋め込まれたタービンや製造機械など、取外しが大きな損失となるためにより大きな影響力を行使できるもの等。)	0.15 (オンショア動産担保がある場合を除く。)	オンショア不動産担保 (工場の組立て加工ラインに埋め込まれたタービンや製造機械など、取外しが大きな損失となるためにより大きな影響力を行使できるもの等。)	0.15 (オンショア動産担保がある場合を除く。)	
<p>⑤ ベター・ザン・ソブリン係数は1.0とする。ただし、次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する場合は0.9とする。</p> <p>(i) 債務者(外国の政府、地方公共団体、公的機関、金融機関及び現地通貨建て国内販売が主である企業等は除く。以下、⑤において同じ。)の外部格付が、債務者の所在する国のソブリンの格付を上回る場合</p> <p>(ii) 外部格付を有しない債務者が次に掲げる要件に該当し、日本貿易保険が認める場合</p> <p>(イ) 外貨建て債務の履行に見合った外貨収益力があること</p> <p>(ロ) 高格付国に現金収入が見込める生産拠点や現地法人等を有していること</p> <p>(ハ) 外国人株主や戦略的パートナー(法的に有効な保証がない場合に債務者に対して資金援助をする者)から</p>		<p>⑤ ベター・ザン・ソブリン係数は1.0とする。ただし、次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する場合は0.9とする。</p> <p>(i) 債務者(外国の政府、地方公共団体、公的機関、金融機関及び現地通貨建て国内販売が主である企業等は除く。以下、⑤において同じ。)の外部格付が、債務者の所在する国のソブリンの格付を上回る場合</p> <p>(ii) 外部格付を有しない債務者が次に掲げる要件に該当し、日本貿易保険が認める場合</p> <p>(イ) 外貨建て債務の履行に見合った外貨収益力があること</p> <p>(ロ) 高格付国に現金収入が見込める生産拠点や現地法人等を有していること</p> <p>(ハ) 外国人株主や戦略的パートナー(法的に有効な保証</p>		

新	旧	備考
<p>の金融支援が見込めること</p> <p>(ニ) ソブリンが外貨送金及び交換規制を行った際にも外貨送金等につき例外扱いが認められた等の実績があること</p> <p>(ホ) ソブリンが支払不能に陥っているような場合にも、高格付の国際的な銀行から資金の引出が可能な融資枠の設定を受けていること</p> <p>(ハ) 輸出者に獲得外貨の国内還流を義務付けないこと等により、債務履行に使用可能な流動資産を海外に保有していること</p> <p>⑥ 商品係数は、個別保険にあつては 1.3、設備財等特約書又は技術提供特約書にあつては 1.0 とする。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、国カテゴリーがAである場合又はOECD輸出信用アレンジメントに定めるカントリーリスクカテゴリー0に該当する場合は、OECD輸出信用アレンジメントの定めるところに基づき、日本貿易保険が認めた基本保険料率とする。ただし、市場指標を取得することが困難な場合又は輸出信用供与額が 1000 万 SDR 未満の場合は、国カテゴリーBの係数を用いて算出した(1)の基本保険料率とする。</p> <p>(3) 輸出契約等に係る保険料を2回に分割して納付する場合にあつては、上記(1)で算出した基本保険料率に次の式により算出した係数(小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。)を乗じて得た率を保険料率とする。</p> $0.5 + 0.5 \times (1 + R)^n$ <p>(i) Rは、決済が行われる通貨に適用される保険契約締結日における市中貸出基準金利(Commercial Interest Reference Rate)とする。</p> <p>(ii) nは、保険契約締結日から第2回目保険料支払日までの期間が1年以内の場合は1とし、当該期間が1</p>	<p>がない場合に債務者に対して資金援助をする者)からの金融支援が見込めること</p> <p>(ニ) ソブリンが外貨送金及び交換規制を行った際にも外貨送金等につき例外扱いが認められた等の実績があること</p> <p>(ホ) ソブリンが支払不能に陥っているような場合にも、高格付の国際的な銀行から資金の引出が可能な融資枠の設定を受けていること</p> <p>(ハ) 輸出者に獲得外貨の国内還流を義務付けないこと等により、債務履行に使用可能な流動資産を海外に保有していること</p> <p>⑥ 商品係数は、個別保険にあつては 1.3、設備財等特約書又は技術提供特約書にあつては 1.0 とする。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、国カテゴリーがAである場合又はOECD輸出信用アレンジメントに定めるカントリーリスクカテゴリー0に該当する場合は、OECD輸出信用アレンジメントの定めるところに基づき、日本貿易保険が認めた基本保険料率とする。ただし、市場指標を取得することが困難な場合又は輸出信用供与額が 1000 万 SDR 未満の場合は、国カテゴリーBの係数を用いて算出した(1)の基本保険料率とする。</p> <p>(3) 輸出契約等に係る保険料を2回に分割して納付する場合にあつては、上記(1)で算出した基本保険料率に次の式により算出した係数(小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。)を乗じて得た率を保険料率とする。</p> $0.5 + 0.5 \times (1 + R)^n$ <p>(i) Rは、決済が行われる通貨に適用される保険契約締結日における市中貸出基準金利(Commercial Interest Reference Rate)とする。</p> <p>(ii) nは、保険契約締結日から第2回目保険料支払日までの期間が1年以内の場合は1とし、当該期間が</p>	

新	旧	備考																		
<p>年を超える場合は1に1年を超える期間の1年又はその端数ごとに1を加える。</p>	<p>1年を超える場合は1に1年を超える期間の1年又はその端数ごとに1を加える。</p>																			
<p>6 個別保険の場合又は消費財特約書若しくは企業総合特約書により保険契約を締結する場合の増加費用(約款第3条第3号のてん補危険をいう。)に係る保険価額当たりの保険料率は、次の式により算出する。</p> <p>保険料率(%)=0.09×a×付保率 係数aは、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="181 523 952 801"> <thead> <tr> <th>仕向国</th> <th>個別保険</th> <th>消費財特約書又は企業総合特約書により保険契約を締結する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アメリカ合衆国、カナダ又はイラク</td> <td>13.80</td> <td>1.87</td> </tr> <tr> <td>その他の国</td> <td>4.13</td> <td>0.27</td> </tr> </tbody> </table>	仕向国	個別保険	消費財特約書又は企業総合特約書により保険契約を締結する場合	アメリカ合衆国、カナダ又はイラク	13.80	1.87	その他の国	4.13	0.27	<p>6 個別保険の場合又は消費財特約書若しくは企業総合特約書により保険契約を締結する場合の増加費用(約款第3条第3号のてん補危険をいう。)に係る保険価額当たりの保険料率は、次の式により算出する。</p> <p>保険料率(%)=0.09×a×付保率 係数aは、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1025 523 1796 801"> <thead> <tr> <th>仕向国</th> <th>個別保険</th> <th>消費財特約書又は企業総合特約書により保険契約を締結する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アメリカ合衆国、カナダ又はイラク</td> <td>13.80</td> <td>1.87</td> </tr> <tr> <td>その他の国</td> <td>4.13</td> <td>0.27</td> </tr> </tbody> </table>	仕向国	個別保険	消費財特約書又は企業総合特約書により保険契約を締結する場合	アメリカ合衆国、カナダ又はイラク	13.80	1.87	その他の国	4.13	0.27	
仕向国	個別保険	消費財特約書又は企業総合特約書により保険契約を締結する場合																		
アメリカ合衆国、カナダ又はイラク	13.80	1.87																		
その他の国	4.13	0.27																		
仕向国	個別保険	消費財特約書又は企業総合特約書により保険契約を締結する場合																		
アメリカ合衆国、カナダ又はイラク	13.80	1.87																		
その他の国	4.13	0.27																		
<p>7 貿易一般保険付加保険特約に係る保険価額当たりの保険料率</p> <p>(1) 支出費用に係る貿易一般保険の取扱について(平成13年4月1日 01 - 制度 - 00043)に規定する特約(以下「支出費用特約」という。)を付して保険契約を締結する場合の当該特約に係る保険料率</p> <p>① 約款第3条第4号のてん補危険に係る保険契約が個別保険の場合</p> <p>(i) 非常事由に係る保険料率は、次の式により算出する。 保険料率(%)=(a X)×0.5×非常付保率×商品係数 係数aは、上記1(1)①の表における船後危険の係数aとする。</p> <p>(ii) 信用事由に係る保険料率は、次の式により算出する。 保険料率(%)=(a X)×0.5×信用付保率×商品係数×b</p>	<p>7 貿易一般保険付加保険特約に係る保険価額当たりの保険料率</p> <p>(1) 支出費用に係る貿易一般保険の取扱について(平成13年4月1日01-制度-00043)に規定する特約(以下「支出費用特約」という。)を付して保険契約を締結する場合の当該特約に係る保険料率</p> <p>① 約款第3条第4号のてん補危険に係る保険契約が個別保険の場合</p> <p>(i) 非常事由に係る保険料率は、次の式により算出する。 保険料率(%)=(a X)×0.5×非常付保率×商品係数 係数aは、上記1(1)①の表における船後危険の係数aとする。</p> <p>(ii) 信用事由に係る保険料率は、次の式により算出する。 保険料率(%)=(a X)×0.5×信用付保率×商品係数×b</p>																			

新		旧		備考
(イ) 係数 a は、下表のとおりとする。		(イ) 係数 a は、下表のとおりとする。		
代金等の支払人の保険契約締結日における格付	a	代金等の支払人の保険契約締結日における格付	a	
G S 格、G A 格、G E 格、E E 格又は S A 格	0.000547	G S 格、G A 格、G E 格、E E 格又は S A 格	0.000547	
E A 格	0.000849	E A 格	0.000849	
E M 格又は E F 格	0.001805	E M 格又は E F 格	0.001805	
(ロ) 係数 b は、上記 1 (2)②(iii)の規定を準用する。		(ロ) 係数 b は、上記 1 (2)②(iii)の規定を準用する。		
(iii) X は、技術提供開始の日から起算した最終の対価確認日までの日数(当該日数が 30 日未満の場合にあっては 30 日)とする。		(iii) X は、技術提供開始の日から起算した最終の対価確認日までの日数(当該日数が 30 日未満の場合にあっては 30 日)とする。		
(iv) 商品係数は、3 とする。		(iv) 商品係数は、3 とする。		
② 約款第 3 条第 4 号のてん補危険に係る保険契約を設備財等特約書、技術提供特約書又は企業総合特約書により締結する場合		② 約款第 3 条第 4 号のてん補危険に係る保険契約を設備財等特約書、技術提供特約書又は企業総合特約書により締結する場合		
(i) 非常事由に係る保険料率は、次の式により算出する。 保険料率(%) = (a X) × 0.5 × 非常付保率 ÷ 0.975 係数 a は、上記 2 (1)③の表における船後危険の係数 a とする。		(i) 非常事由に係る保険料率は、次の式により算出する。 保険料率(%) = (a X) × 0.5 × 非常付保率 ÷ 0.975 係数 a は、上記 2 (1)③の表における船後危険の係数 a とする。		
(ii) 信用事由に係る保険料率は、次の式により算出する。 保険料率(%) = (a X) × 0.5 × 信用付保率 ÷ 0.9 × b		(ii) 信用事由に係る保険料率は、次の式により算出する。 保険料率(%) = (a X) × 0.5 × 信用付保率 ÷ 0.9 × b		
(イ) 係数 a は、下表のとおりとする。		(イ) 係数 a は、下表のとおりとする。		
代金等の支払人の保険契約締結日における格付	a	代金等の支払人の保険契約締結日における格付	a	
G S 格、G A 格、G E 格、E E 格、S A 格又は P U 格 (信用事由をてん補しない場合)	0.000394	G S 格、G A 格、G E 格、E E 格、S A 格又は P U 格 (信用事由をてん補しない場合)	0.000394	
E A 格	0.000611	E A 格	0.000611	
E M 格又は E F 格	0.003119	E M 格又は E F 格	0.003119	
	設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合		設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合	
	企業総合特約書により保険契約を締結する場合		企業総合特約書により保険契約を締結する場合	
	0.000650		0.000650	

新	旧	備考
<p>(注) 企業総合特約書により保険契約を締結する場合は、上記2(2)②(ii)(注)を準用する。</p> <p>(ロ) 係数bは、上記2(2)②(iv)の規定を準用する。</p> <p>(iii) Xは、上記①(iii)に規定する日数とする。</p> <p>(2) フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて(平成13年4月1日01-制度-00042)に規定する特約(以下「フルターンキー特約」という。)を付して保険契約を締結する場合の当該特約に係る保険料率</p> <p>① 約款第3条第2号のてん補危険に係る保険契約が個別保険の場合の保険料率は、次の式により算出する。</p> $\text{保険料率(\%)} = (aX + b) \times 0.1 \times \text{非常付保率} \times \text{商品係数}$ <p>(i) 係数a及びbは、上記1(1)①の表における船後危険の係数a及びbとする。</p> <p>(ii) Xは、期間中間日(第1回船積予定日から起算して輸出貨物又は仲介貿易貨物(以下「輸出貨物等」という。)の引渡日までの期間の中間日をいい、中間日が2日存在する場合は、最初の中間日をいう。)から起算した当該引渡日までの日数(当該日数が30日未満の場合にあっては30日)とする。</p> <p>(iii) 商品係数は、3とする。</p> <p>② 約款第3条第2号のてん補危険に係る保険契約を設備財等特約書、技術提供特約書又は企業総合特約書により締結する場合の保険料率は、次の式により算出する。</p> $\text{保険料率(\%)} = (aX + b) \times 0.1 \times \text{非常付保率} \div 0.975$ <p>(i) 係数a及びbは、上記2(1)③の表における船後危険の係数a及びbとする。</p> <p>(ii) Xは、上記①(ii)に規定する日数とする。</p>	<p>(注) 企業総合特約書により保険契約を締結する場合は、上記2(2)②(ii)(注)を準用する。</p> <p>(ロ) 係数bは、上記2(2)②(iv)の規定を準用する。</p> <p>(iii) Xは、上記①(iii)に規定する日数とする。</p> <p>(2) フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて(平成13年4月1日01-制度-00042)に規定する特約(以下「フルターンキー特約」という。)を付して保険契約を締結する場合の当該特約に係る保険料率</p> <p>① 約款第3条第2号のてん補危険に係る保険契約が個別保険の場合の保険料率は、次の式により算出する。</p> $\text{保険料率(\%)} = (aX + b) \times 0.1 \times \text{非常付保率} \times \text{商品係数}$ <p>(i) 係数a及びbは、上記1(1)①の表における船後危険の係数a及びbとする。</p> <p>(ii) Xは、期間中間日(第1回船積予定日から起算して輸出貨物又は仲介貿易貨物(以下「輸出貨物等」という。)の引渡日までの期間の中間日をいい、中間日が2日存在する場合は、最初の中間日をいう。)から起算した当該引渡日までの日数(当該日数が30日未満の場合にあっては30日)とする。</p> <p>(iii) 商品係数は、3とする。</p> <p>② 約款第3条第2号のてん補危険に係る保険契約を設備財等特約書、技術提供特約書又は企業総合特約書により締結する場合の保険料率は、次の式により算出する。</p> $\text{保険料率(\%)} = (aX + b) \times 0.1 \times \text{非常付保率} \div 0.975$ <p>(i) 係数a及びbは、上記2(1)③の表における船後危険の係数a及びbとする。</p> <p>(ii) Xは、上記①(ii)に規定する日数とする。</p>	

新	旧	備考
<p>(3) 共同保険の取扱について（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00062。以下「共同保険規程」という。）に基づき従契約者（共同保険規程に定めるものをいう。以下同じ。）を被保険者として保険契約を締結する場合の保険料率は、上記 1 から 4 まで並びに 7 (1) 及び (2) で算出した保険料率に、それぞれ船前危険にあつては 1.15、船後危険にあつては 1.35 を乗じて得た率を適用する。</p>	<p>(3) 共同保険の取扱について（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度 -00062。以下「共同保険規程」という。）に基づき従契約者（共同保険規程に定めるものをいう。以下同じ。）を被保険者として保険契約を締結する場合の保険料率は、上記 1 から 4 まで並びに 7 (1) 及び (2) で算出した保険料率に、それぞれ船前危険にあつては 1.15、船後危険にあつては 1.35 を乗じて得た率を適用する。</p>	
<p>8 上記 1 から 5 まで及び 7 に規定する各係数表における国カテゴリー</p> <p>(1) 船前危険に係る場合は、輸出貨物等の仕向国の国カテゴリーとし、当該仕向国、当該輸出貨物等の代金等の支払国又は当該代金等の保証国（ILC 発行国又は ILC 確認国を含む。以下同じ。）が異なるときはいずれか係数の大きい国のカテゴリーとする。ただし、便宜置籍国を仕向国又は支払国とする船舶の輸出契約にあつては、国カテゴリー A とする。</p> <p>(2) 船後危険に係る場合は、代金等の支払国の国カテゴリー（便宜置籍国を支払国とする船舶の輸出契約にあつては、国カテゴリー B）とし、代金等の支払国と当該代金等の保証国の国カテゴリーが異なるときは当該保証国の国カテゴリーとする。ただし、本邦の輸出者等が本邦外に所在する子会社との間で輸出契約等を締結し、当該子会社が当該輸出契約等に係る輸出貨物等又は技術等を他の外国法人に販売又は提供する契約を締結した場合であつて、当該輸出契約等に係る保険契約において当該外国法人の所在国につき生じた非常事由をてん補事由とするときは、当該子会社が所在する国と当該外国法人が所在する国（保証国がある場合にあつては保証国）のうちいずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。</p> <p>(3) 上記 (2) の規定にかかわらず、支払国以外の国の政府が出資する海外子会社を支払人とする輸出契約等において、約款第 4 条第 1 1 号のてん補事由をてん補する場合にあつては、当該出資国又は支払国のいずれか係数の</p>	<p>8 上記 1 から 5 まで及び 7 に規定する各係数表における国カテゴリー</p> <p>(1) 船前危険に係る場合は、輸出貨物等の仕向国の国カテゴリーとし、当該仕向国、当該輸出貨物等の代金等の支払国又は当該代金等の保証国（ILC 発行国又は ILC 確認国を含む。以下同じ。）が異なるときはいずれか係数の大きい国のカテゴリーとする。ただし、便宜置籍国を仕向国又は支払国とする船舶の輸出契約にあつては、国カテゴリー A とする。</p> <p>(2) 船後危険に係る場合は、代金等の支払国の国カテゴリー（便宜置籍国を支払国とする船舶の輸出契約にあつては、国カテゴリー B）とし、代金等の支払国と当該代金等の保証国の国カテゴリーが異なるときは当該保証国の国カテゴリーとする。ただし、本邦の輸出者等が本邦外に所在する子会社との間で輸出契約等を締結し、当該子会社が当該輸出契約等に係る輸出貨物等又は技術等を他の外国法人に販売又は提供する契約を締結した場合であつて、当該輸出契約等に係る保険契約において当該外国法人の所在国につき生じた非常事由をてん補事由とするときは、当該子会社が所在する国と当該外国法人が所在する国（保証国がある場合にあつては保証国）のうちいずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。</p> <p>(3) 上記 (2) の規定にかかわらず、支払国以外の国の政府が出資する海外子会社を支払人とする輸出契約等において、約款第 4 条第 1 1 号のてん補事由をてん補する場合にあつては、当該出資国又は支払国のいずれか係数の大</p>	

新	旧	備考
<p>大きい国の国カテゴリーとする。</p> <p>(4) 上記(2)の規定にかかわらず、次に掲げる借款等により決済が行われる輸出契約等（当該輸出契約等の決済がLCスイッチ方式により行われるもの、トランスファー方式（本邦内のみで決済を完了するものに限る。）により行われるもの又は借款等の供与機関から輸出者等への直接送金により行われるものに限る。）、日本政府が行う円借款等政府開発援助による輸出契約等（決済方法のいかんを問わない。）又は贈与、無償供与等日本政府が支払人となる輸出契約等の2年未満案件の船後危険の保険料率の計算に当たっては、次の国カテゴリーを適用する。</p> <p>イ 次の①から⑪までに掲げる借款等に係る輸出契約等、日本政府が行う円借款等政府開発援助による輸出契約等又は贈与、無償供与等日本政府が支払人となる輸出契約等は、国カテゴリーAとする。</p> <p>ロ 次の⑫及び⑬に掲げる借款に係る輸出契約等は、国カテゴリーBとする。</p> <p>ハ 次の⑭及び⑮に掲げる借款に係る輸出契約等は、国カテゴリーCとする。</p> <p>① 国際協力銀行に係る貸付契約 ② 国際復興開発銀行（IBRD）借款 ③ 国際金融公社（IFC）借款 ④ 国際開発協会（IDA）借款 ⑤ アジア開発銀行（ADB）借款 ⑥ 米州開発銀行（IDB）借款 ⑦ 欧州開発基金（EDF）借款 ⑧ 欧州復興開発銀行（EBRD）借款 ⑨ 欧州投資銀行（EIB）借款 ⑩ 国際農業開発基金（IFAD）借款 ⑪ アフリカ開発銀行（AfDB）借款 ⑫ アフリカ開発基金（AfDF）借款</p>	<p>大きい国の国カテゴリーとする。</p> <p>(4) 上記(2)の規定にかかわらず、次に掲げる借款等により決済が行われる輸出契約等（当該輸出契約等の決済がLCスイッチ方式により行われるもの、トランスファー方式（本邦内のみで決済を完了するものに限る。）により行われるもの又は借款等の供与機関から輸出者等への直接送金により行われるものに限る。）、日本政府が行う円借款等政府開発援助による輸出契約等（決済方法のいかんを問わない。）又は贈与、無償供与等日本政府が支払人となる輸出契約等の2年未満案件の船後危険の保険料率の計算に当たっては、次の国カテゴリーを適用する。</p> <p>イ 次の①から⑪までに掲げる借款等に係る輸出契約等、日本政府が行う円借款等政府開発援助による輸出契約等又は贈与、無償供与等日本政府が支払人となる輸出契約等は、国カテゴリーAとする。</p> <p>ロ 次の⑫及び⑬に掲げる借款に係る輸出契約等は、国カテゴリーBとする。</p> <p>ハ 次の⑭及び⑮に掲げる借款に係る輸出契約等は、国カテゴリーCとする。</p> <p>① 国際協力銀行に係る貸付契約 ② 国際復興開発銀行（IBRD）借款 ③ 国際金融公社（IFC）借款 ④ 国際開発協会（IDA）借款 ⑤ アジア開発銀行（ADB）借款 ⑥ 米州開発銀行（IDB）借款 ⑦ 欧州開発基金（EDF）借款 ⑧ 欧州復興開発銀行（EBRD）借款 ⑨ 欧州投資銀行（EIB）借款 ⑩ 国際農業開発基金（IFAD）借款 ⑪ アフリカ開発銀行（AfDB）借款 ⑫ アフリカ開発基金（AfDF）借款</p>	

新	旧	備考
<p>⑬ カリブ開発銀行（CDB）借款 ⑭ アンデス開発公社（CAF）借款 ⑮ 中米経済統合銀行（CABEI）借款</p> <p>(5) 上記(2)及び(4)の規定にかかわらず、次の国を仕向国とする輸出契約等に係る代金等のうち、当該仕向国内における輸出貨物等の引渡しを支払条件と定めているもの（当該引渡時に確認される技術等の提供の対価を除く。）の船後危険に係る保険料率の算出に当たっては、仕向国の国カテゴリーを適用する。</p> <p>① アフガニスタン ② イラク</p> <p>(6) 支出費用特約に係る場合の保険料率の算出に当たっては、仕向国の国カテゴリーを適用する。</p> <p>(7) フルターンキー特約に係る場合の保険料率の算出に当たっては、仕向国の国カテゴリーを適用する。</p> <p>(8) 共同保険規程に基づいて保険契約を締結する場合の上記7(3)に規定する「上記1から4まで並びに7(1)及び(2)で算出した保険料率」の算出に当たっては、次の国カテゴリーを適用する。</p> <p>① 船前危険に係る場合は、輸出貨物等の仕向国の国カテゴリーとし、当該仕向国、当該輸出貨物等の代金等の支払国、当該代金等の保証国、主契約（共同保険規程に定めるものをいう。以下同じ。）に基づく債務の履行の対価の支払国又は当該対価の保証国が異なるときはいずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。</p> <p>② 船後危険に係る場合は、主契約に基づく債務の履行の対価の支払国の国カテゴリーとし、対価の支払国と当該対価の保証国が異なるときは当該保証国の国カテゴリーとする。</p>	<p>⑬ カリブ開発銀行（CDB）借款 ⑭ アンデス開発公社（CAF）借款 ⑮ 中米経済統合銀行（CABEI）借款</p> <p>(5) 上記(2)及び(4)の規定にかかわらず、次の国を仕向国とする輸出契約等に係る代金等のうち、当該仕向国内における輸出貨物等の引渡しを支払条件と定めているもの（当該引渡時に確認される技術等の提供の対価を除く。）の船後危険に係る保険料率の算出に当たっては、仕向国の国カテゴリーを適用する。</p> <p>① アフガニスタン ② イラク</p> <p>(6) 支出費用特約に係る場合の保険料率の算出に当たっては、仕向国の国カテゴリーを適用する。</p> <p>(7) フルターンキー特約に係る場合の保険料率の算出に当たっては、仕向国の国カテゴリーを適用する。</p> <p>(8) 共同保険規程に基づいて保険契約を締結する場合の上記7(3)に規定する「上記1から4まで並びに7(1)及び(2)で算出した保険料率」の算出に当たっては、次の国カテゴリーを適用する。</p> <p>①船前危険に係る場合は、輸出貨物等の仕向国の国カテゴリーとし、当該仕向国、当該輸出貨物等の代金等の支払国、当該代金等の保証国、主契約（共同保険規程に定めるものをいう。以下同じ。）に基づく債務の履行の対価の支払国又は当該対価の保証国が異なるときはいずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。</p> <p>②船後危険に係る場合は、主契約に基づく債務の履行の対価の支払国の国カテゴリーとし、対価の支払国と当該対価の保証国が異なるときは当該保証国の国カテゴリーとする。</p>	
[2] <u>貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款</u> （以下 [2] にお	[2] <u>貿易代金貸付保険約款</u> （以下 [2] において「約款」とい	

新	旧	備考																																																						
<p>いて「貸付金約款」という。)又は貿易代金貸付(保証債務) <u>保険約款(以下[2]において「保証約款」という。)</u>に係る 保険料率</p> <p>1 個別保険(2年未満案件に限る。)に係る保険価額当たりの保 険料率</p> <p>(1) 非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式 により算出する。 基本保険料率(%) = (a X + b) × 非常付保率 × 商品係数</p> <p>① 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="255 544 824 916"> <thead> <tr> <th>国カテゴリー</th> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A</td><td>0.000149</td><td>0.003</td></tr> <tr><td>B</td><td>0.000765</td><td>0.003</td></tr> <tr><td>C</td><td>0.001515</td><td>0.010</td></tr> <tr><td>D</td><td>0.002283</td><td>0.010</td></tr> <tr><td>E</td><td>0.002910</td><td>0.030</td></tr> <tr><td>F</td><td>0.003431</td><td>0.030</td></tr> <tr><td>G</td><td>0.004515</td><td>0.093</td></tr> <tr><td>H</td><td>0.005987</td><td>0.124</td></tr> </tbody> </table> <p>② X は、貸付の日から償還の期限までの期間(以下1及び 2において「償還期間」という。)の日数(当該日数が30 日未満の場合にあっては30日)とする。</p>	国カテゴリー	a	b	A	0.000149	0.003	B	0.000765	0.003	C	0.001515	0.010	D	0.002283	0.010	E	0.002910	0.030	F	0.003431	0.030	G	0.004515	0.093	H	0.005987	0.124	<p><u>う。)</u>に係る保険料率</p> <p>1 個別保険(2年未満案件に限る。)に係る保険価額当たりの保 険料率</p> <p>(1) 非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式 により算出する。 基本保険料率(%) = (a X + b) × 非常付保率 × 商品係数</p> <p>① 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1099 544 1668 916"> <thead> <tr> <th>国カテゴリー</th> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A</td><td>0.000149</td><td>0.003</td></tr> <tr><td>B</td><td>0.000765</td><td>0.003</td></tr> <tr><td>C</td><td>0.001515</td><td>0.010</td></tr> <tr><td>D</td><td>0.002283</td><td>0.010</td></tr> <tr><td>E</td><td>0.002910</td><td>0.030</td></tr> <tr><td>F</td><td>0.003431</td><td>0.030</td></tr> <tr><td>G</td><td>0.004515</td><td>0.093</td></tr> <tr><td>H</td><td>0.005987</td><td>0.124</td></tr> </tbody> </table> <p>② X は、貸付の日から償還の期限までの期間(以下1及び 2において「償還期間」という。)の日数(当該日数が3 0日未満の場合にあっては30日)とする。</p>	国カテゴリー	a	b	A	0.000149	0.003	B	0.000765	0.003	C	0.001515	0.010	D	0.002283	0.010	E	0.002910	0.030	F	0.003431	0.030	G	0.004515	0.093	H	0.005987	0.124	
国カテゴリー	a	b																																																						
A	0.000149	0.003																																																						
B	0.000765	0.003																																																						
C	0.001515	0.010																																																						
D	0.002283	0.010																																																						
E	0.002910	0.030																																																						
F	0.003431	0.030																																																						
G	0.004515	0.093																																																						
H	0.005987	0.124																																																						
国カテゴリー	a	b																																																						
A	0.000149	0.003																																																						
B	0.000765	0.003																																																						
C	0.001515	0.010																																																						
D	0.002283	0.010																																																						
E	0.002910	0.030																																																						
F	0.003431	0.030																																																						
G	0.004515	0.093																																																						
H	0.005987	0.124																																																						
<p>(2) 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式 により算出する。 基本保険料率(%) = (a X + b) × 信用付保率 × 商品係数 × c</p> <p>① 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="165 1230 958 1385"> <thead> <tr> <th><u>債務者</u>の保険契約締結日 における格付</th> <th>a</th> <th>b</th> <th>調整係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G S 格、G A 格、G E 格、 E E 格又は S A 格</td> <td>0.000684</td> <td>0.000</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>	<u>債務者</u> の保険契約締結日 における格付	a	b	調整係数	G S 格、G A 格、G E 格、 E E 格又は S A 格	0.000684	0.000	0.2	<p>(2) 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式 により算出する。 基本保険料率(%) = (a X + b) × 信用付保率 × 商品係数 × c</p> <p>① 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="996 1230 1789 1385"> <thead> <tr> <th><u>借入人</u>の保険契約締結日 における格付</th> <th>a</th> <th>b</th> <th>調整係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G S 格、G A 格、G E 格、 E E 格又は S A 格</td> <td>0.000684</td> <td>0.000</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>	<u>借入人</u> の保険契約締結日 における格付	a	b	調整係数	G S 格、G A 格、G E 格、 E E 格又は S A 格	0.000684	0.000	0.2																																							
<u>債務者</u> の保険契約締結日 における格付	a	b	調整係数																																																					
G S 格、G A 格、G E 格、 E E 格又は S A 格	0.000684	0.000	0.2																																																					
<u>借入人</u> の保険契約締結日 における格付	a	b	調整係数																																																					
G S 格、G A 格、G E 格、 E E 格又は S A 格	0.000684	0.000	0.2																																																					

新				旧				備考																	
E A 格	0.001213	0.022	0.3	E A 格	0.001213	0.022	0.3																		
E M 格又はE F 格	0.003282	0.064	0.45	E M 格又はE F 格	0.003282	0.064	0.45																		
<p>② Xは、次の式により算出した日数（当該日数が30日未満の場合にあっては30日とし、1日未満の端数は四捨五入する。）とする。</p> <p>保険契約締結日から 起算した貸付の日ま での期間（以下「貸付 × 調整係数 + 償還期間の日数 前期間」という。）の 日数</p> <p>調整係数は、上記①の表のとおりとする。</p> <p>③ cは、次のとおりとする。</p> <p>(i) <u>日本貿易保険が保険契約を締結した輸出契約等の相手方又は貿易代金貸付の相手方若しくは保証債務に係る主たる債務者（以下、〔2〕において「債務者」という。）</u>が当該保険契約の被保険者に対して負担する債務を履行することが著しく困難である場合において、当該債務の履行の円滑化を図るために当該保険契約の被保険者と<u>当該輸出契約等の相手方又は債務者が新たに締結した貿易代金貸付金債権等に係る契約</u>について、当該被保険者が日本貿易保険に保険契約の締結を求め、かつ、日本貿易保険がこれを特に必要と認めて保険契約を締結する場合は、そのてん補する危険の程度に応じて、1.5、2.0、2.5又は3.0のいずれかとする。なお、この場合、<u>債務者</u>の保険契約締結日における格付にかかわらず上記①の表のEM格又はEF格の係数を適用する。</p> <p>(ii) その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。</p> <p>(3) 商品係数は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>国カテゴリー</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> <td>F</td> <td>G</td> <td>H</td> </tr> </table>				国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H	<p>② Xは、次の式により算出した日数（当該日数が30日未満の場合にあっては30日とし、1日未満の端数は四捨五入する。）とする。</p> <p>保険契約締結日から 起算した貸付の日ま での期間（以下「貸付 × 調整係数 + 償還期間の日数 前期間」という。）の 日数</p> <p>調整係数は、上記①の表のとおりとする。</p> <p>③ cは、次のとおりとする。</p> <p>(i) <u>日本貿易保険が保険契約を締結した輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約の相手方が当該保険契約の被保険者に対して負担する債務を履行することが著しく困難である場合において、当該債務の履行の円滑化を図るために当該保険契約の被保険者と当該輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約の相手方が新たに締結した貸付契約</u>について、当該被保険者が日本貿易保険に保険契約の締結を求め、かつ、日本貿易保険がこれを特に必要と認めて保険契約を締結する場合は、そのてん補する危険の程度に応じて、1.5、2.0、2.5又は3.0のいずれかとする。なお、この場合、<u>借入人</u>の保険契約締結日における格付にかかわらず上記①の表のEM格又はEF格の係数を適用する。</p> <p>(ii) その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。</p> <p>(3) 商品係数は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>国カテゴリー</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> <td>F</td> <td>G</td> <td>H</td> </tr> </table>				国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H
国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H																	
国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H																	

新										旧								備考																																																						
係数	3.2	3.2	3.1	3.1	3.0	3.0	2.6	2.3		係数	3.2	3.2	3.1	3.1	3.0	3.0	2.6	2.3																																																						
<p>2 2年未満貸付特約書に係る保険価額当たりの保険料率</p> <p>(1) 非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。 基本保険料率(%) = (a X + b) × 非常付保率 ÷ 0.975</p> <p>① 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国カテゴリー</th> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A</td><td>0.000116</td><td>0.002</td></tr> <tr><td>B</td><td>0.000597</td><td>0.002</td></tr> <tr><td>C</td><td>0.001182</td><td>0.008</td></tr> <tr><td>D</td><td>0.001781</td><td>0.008</td></tr> <tr><td>E</td><td>0.002270</td><td>0.023</td></tr> <tr><td>F</td><td>0.002676</td><td>0.023</td></tr> <tr><td>G</td><td>0.003522</td><td>0.073</td></tr> <tr><td>H</td><td>0.004670</td><td>0.097</td></tr> </tbody> </table> <p>② X は、償還期間の日数（当該日数が 30 日未満の場合にあつては 30 日とし、1 日未満の端数は四捨五入する。）とする。</p>										国カテゴリー	a	b	A	0.000116	0.002	B	0.000597	0.002	C	0.001182	0.008	D	0.001781	0.008	E	0.002270	0.023	F	0.002676	0.023	G	0.003522	0.073	H	0.004670	0.097	<p>2 2年未満貸付特約書に係る保険価額当たりの保険料率</p> <p>(1) 非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。 基本保険料率(%) = (a X + b) × 非常付保率 ÷ 0.975</p> <p>① 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国カテゴリー</th> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A</td><td>0.000116</td><td>0.002</td></tr> <tr><td>B</td><td>0.000597</td><td>0.002</td></tr> <tr><td>C</td><td>0.001182</td><td>0.008</td></tr> <tr><td>D</td><td>0.001781</td><td>0.008</td></tr> <tr><td>E</td><td>0.002270</td><td>0.023</td></tr> <tr><td>F</td><td>0.002676</td><td>0.023</td></tr> <tr><td>G</td><td>0.003522</td><td>0.073</td></tr> <tr><td>H</td><td>0.004670</td><td>0.097</td></tr> </tbody> </table> <p>② X は、償還期間の日数（当該日数が 30 日未満の場合にあつては 30 日とし、1 日未満の端数は四捨五入する。）とする。</p>								国カテゴリー	a	b	A	0.000116	0.002	B	0.000597	0.002	C	0.001182	0.008	D	0.001781	0.008	E	0.002270	0.023	F	0.002676	0.023	G	0.003522	0.073	H	0.004670	0.097	
国カテゴリー	a	b																																																																						
A	0.000116	0.002																																																																						
B	0.000597	0.002																																																																						
C	0.001182	0.008																																																																						
D	0.001781	0.008																																																																						
E	0.002270	0.023																																																																						
F	0.002676	0.023																																																																						
G	0.003522	0.073																																																																						
H	0.004670	0.097																																																																						
国カテゴリー	a	b																																																																						
A	0.000116	0.002																																																																						
B	0.000597	0.002																																																																						
C	0.001182	0.008																																																																						
D	0.001781	0.008																																																																						
E	0.002270	0.023																																																																						
F	0.002676	0.023																																																																						
G	0.003522	0.073																																																																						
H	0.004670	0.097																																																																						
<p>(2) 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。 基本保険料率(%) = (a X + b) × 信用付保率 ÷ 0.9 × c</p> <p>① 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>債務者の保険契約締結日における格付</th> <th>a</th> <th>b</th> <th>調整係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G S 格、G A 格、G E 格、E E 格又は S A 格</td> <td>0.000493</td> <td>0.000</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>E A 格</td> <td>0.000874</td> <td>0.016</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>E M 格又は E F 格</td> <td>0.005672</td> <td>0.111</td> <td>0.45</td> </tr> </tbody> </table> <p>② X は、次の式により算出した日数（当該日数が 30 日未満の場合にあつては 30 日とし、1 日未満の端数は四捨五入する。）とする。</p>										債務者の保険契約締結日における格付	a	b	調整係数	G S 格、G A 格、G E 格、E E 格又は S A 格	0.000493	0.000	0.2	E A 格	0.000874	0.016	0.3	E M 格又は E F 格	0.005672	0.111	0.45	<p>(2) 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。 基本保険料率(%) = (a X + b) × 信用付保率 ÷ 0.9 × c</p> <p>① 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>借入人の保険契約締結日における格付</th> <th>a</th> <th>b</th> <th>調整係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G S 格、G A 格、G E 格、E E 格又は S A 格</td> <td>0.000493</td> <td>0.000</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>E A 格</td> <td>0.000874</td> <td>0.016</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>E M 格又は E F 格</td> <td>0.005672</td> <td>0.111</td> <td>0.45</td> </tr> </tbody> </table> <p>② X は、次の式により算出した日数（当該日数が 30 日未満の場合にあつては 30 日とし、1 日未満の端数は四捨五入する。）とする。</p>								借入人の保険契約締結日における格付	a	b	調整係数	G S 格、G A 格、G E 格、E E 格又は S A 格	0.000493	0.000	0.2	E A 格	0.000874	0.016	0.3	E M 格又は E F 格	0.005672	0.111	0.45																							
債務者の保険契約締結日における格付	a	b	調整係数																																																																					
G S 格、G A 格、G E 格、E E 格又は S A 格	0.000493	0.000	0.2																																																																					
E A 格	0.000874	0.016	0.3																																																																					
E M 格又は E F 格	0.005672	0.111	0.45																																																																					
借入人の保険契約締結日における格付	a	b	調整係数																																																																					
G S 格、G A 格、G E 格、E E 格又は S A 格	0.000493	0.000	0.2																																																																					
E A 格	0.000874	0.016	0.3																																																																					
E M 格又は E F 格	0.005672	0.111	0.45																																																																					

新	旧	備考
<p>貸付前期間の日数×調整係数+償還期間の日数 調整係数は、上記①の表のとおりとする。</p> <p>③ cは、次のとおりとする。</p> <p>(i) <u>日本貿易保険が保険契約を締結した輸出契約等の相手方又は債務者が当該保険契約の被保険者に対して負担する債務を履行することが著しく困難である場合において、当該債務の履行の円滑化を図るために当該保険契約の被保険者と当該輸出契約等の相手方又は債務者が新たに締結した貿易代金貸付金債権等に係る契約について、当該被保険者が日本貿易保険に保険契約の締結を求め、かつ、日本貿易保険がこれを特に必要と認めて保険契約を締結する場合は、そのてん補する危険の程度に応じて、1.5、2.0、2.5又は3.0のいずれかとする。なお、この場合、債務者の保険契約締結日における格付にかかわらず上記①の表のEM格又はEF格の係数を適用する。</u></p> <p>(ii) その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。</p>	<p>貸付前期間の日数×調整係数+償還期間の日数 調整係数は、上記①の表のとおりとする。</p> <p>③ cは、次のとおりとする。</p> <p>(i) <u>日本貿易保険が保険契約を締結した輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約の相手方が当該保険契約の被保険者に対して負担する債務を履行することが著しく困難である場合において、当該債務の履行の円滑化を図るために当該保険契約の被保険者と当該輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約の相手方が新たに締結した貸付契約について、当該被保険者が日本貿易保険に保険契約の締結を求め、かつ、日本貿易保険がこれを特に必要と認めて保険契約を締結する場合は、そのてん補する危険の程度に応じて、1.5、2.0、2.5又は3.0のいずれかとする。なお、この場合、借入人の保険契約締結日における格付にかかわらず上記①の表のEM格又はEF格の係数を適用する。</u></p> <p>(ii) その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。</p>	
<p>3 <u>貿易代金貸付（貸付金債権等）保険外貨建対応方式特約書を付して保険契約を締結する場合は、上記1又は2で算出した基本保険料率に1.10を乗じて得た率を保険料率とする。</u></p>	<p>3 <u>貿易代金貸付保険（外貨建対応方式）特約書を付して保険契約を締結する場合は、上記1又は2で算出した基本保険料率に1.10を乗じて得た率を保険料率とする。</u></p>	
<p>4 個別保険（2年以上案件に限る。）又は2年以上貸付特約書に係る<u>保険価額（貸付金約款にあっては貿易代金貸付金債権等の元本に係るものに限り、保証約款にあっては借入金等のうち元本に係るものに限る。）</u>当たりの保険料率</p> <p>(1) 基本保険料率は、次の式により算出する。</p> $\text{基本保険料率(\%)} = \{(aX + b) \times (\text{非常付保率} \div 0.95) + (cX \times \text{信用付保率} \div 0.95) \times (1 - \text{信用割引係数の総和})\} \times \{(\text{非常付保率} - 0.95) \div 0.05 \times d + 1\} \times e \times (\text{ベター} \cdot$	<p>4 個別保険（2年以上案件に限る。）又は2年以上貸付特約書に係る<u>貸付元本及び当該貸付元本に付随する金利の保険価額（貸付元本に係るものに限る。）</u>当たりの保険料率</p> <p>(1) 基本保険料率は、次の式により算出する。</p> $\text{基本保険料率(\%)} = \{(aX + b) \times (\text{非常付保率} \div 0.95) + (cX \times \text{信用付保率} \div 0.95) \times (1 - \text{信用割引係数の総和})\} \times \{(\text{非常付保率} - 0.95) \div 0.05 \times d + 1\} \times e \times (\text{ベ}$	

新					旧					備考						
ザン・ソブリン係数) × (商品係数)					ター・ザン・ソブリン係数) × (商品係数)											
① 係数 a、b、d 及び e は、下表のとおりとする。ただし、オフショアエスクロウ口座が存在する場合は、国カテゴリーが 1 段階改善された係数（国カテゴリー B の場合を除く。）とする。					① 係数 a、b、d 及び e は、下表のとおりとする。ただし、オフショアエスクロウ口座が存在する場合は、国カテゴリーが 1 段階改善された係数（国カテゴリー B の場合を除く。）とする。											
国カテゴリー	a	b	d	e	国カテゴリー	a	b	d	e							
B	0.090	0.350	0.00000	0.99650	B	0.090	0.350	0.00000	0.99650							
C	0.200	0.350	0.00337	0.99350	C	0.200	0.350	0.00337	0.99350							
D	0.350	0.350	0.00489	0.98500	D	0.350	0.350	0.00489	0.98500							
E	0.550	0.350	0.01639	0.98250	E	0.550	0.350	0.01639	0.98250							
F	0.740	0.750	0.03657	0.98250	F	0.740	0.750	0.03657	0.98250							
G	0.900	1.200	0.05878	0.98000	G	0.900	1.200	0.05878	0.98000							
H	1.100	1.800	0.08598	0.98000	H	1.100	1.800	0.08598	0.98000							
② 係数 c は、下表のとおりとする。ただし、オフショアエスクロウ口座が存在する場合は、国カテゴリーが 1 段階改善された係数（国カテゴリー B の場合を除く。）とする。					② 係数 c は、下表のとおりとする。ただし、オフショアエスクロウ口座が存在する場合は、国カテゴリーが 1 段階改善された係数（国カテゴリー B の場合を除く。）とする。											
国カテゴリー 債務者格付	B	C	D	E	F	G	H	国カテゴリー 債務者格付	B	C	D	E	F	G	H	
CC0	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	CC0	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
CC1	0.110	0.120	0.110	0.100	0.100	0.100	0.125	CC1	0.110	0.120	0.110	0.100	0.100	0.100	0.125	
CC2	0.200	0.212	0.223	0.234	0.246	0.258	0.271	CC2	0.200	0.212	0.223	0.234	0.246	0.258	0.271	
CC3	0.270	0.320	0.320	0.350	0.380	0.480	-	CC3	0.270	0.320	0.320	0.350	0.380	0.480	-	
CC4	0.405	0.459	0.495	0.540	0.621	-	-	CC4	0.405	0.459	0.495	0.540	0.621	-	-	
CC5	0.630	0.675	0.720	0.810	-	-	-	CC5	0.630	0.675	0.720	0.810	-	-	-	
債務者格付は、下表のとおりとする。ただし、次の (i) 又は (ii) に該当する案件については、 <u>4</u> (1)④に定める信用補完措置を考慮した上で、日本貿易保険が認めた債務者格付によるものとする。					債務者格付は、下表のとおりとする。ただし、次の (i) 又は (ii) に該当する案件については、 <u>5</u> (1)④に定める信用補完措置を考慮した上で、日本貿易保険が認めた債務者格付によるものとする。											
(i) 債務者の所在する国が国カテゴリー B ないし H (OECD 輸出信用アレンジメントに定めるカントリーリスクカテゴリー 0 に該当する場合を除く。) の場合であって、かつ、輸出信用供与額が 500 万 SDR 以下である場					(i) 債務者の所在する国が国カテゴリー B ないし H (OECD 輸出信用アレンジメントに定めるカントリーリスクカテゴリー 0 に該当する場合を除く。) の場合であって、かつ、輸出信用供与額が 500 万 SDR 以下であ											

新		旧		備考
合 (ii) 国カテゴリーBないしH (OECD輸出信用アレンジメントに定めるカントリーリスクカテゴリー0に該当する場合を除く。)向けプロジェクト・ファイナンス案件		る場合 (ii) 国カテゴリーBないしH (OECD輸出信用アレンジメントに定めるカントリーリスクカテゴリー0に該当する場合を除く。)向けプロジェクトファイナンス案件		
CC0	ソブリン又はソブリンと同等の極めて高い信用力を持つ債務者	CC0	ソブリン又はソブリンと同等の極めて高い信用力を持つ債務者	
CC1	信用力が非常に高い債務者	CC1	信用力が非常に高い債務者	
CC2	信用力が高から中の上の債務者	CC2	信用力が高から中の上の債務者	
CC3	信用力が中程度の債務者	CC3	信用力が中程度の債務者	
CC4	信用力が中の下の債務者	CC4	信用力が中の下の債務者	
CC5	信用力が低い債務者	CC5	信用力が低い債務者	
③ Xは、基本保険料率適用期間年数とし、次の式により算出する。 基本保険料率適用期間年数＝期間MS日から起算点までの期間＋償還期間 償還期間は、次の式により算出する。ただし、WALが0.5未滿となる場合はWALを償還期間とする。 償還期間＝(WAL－0.25)÷0.5 WALとは Weighted Average Life of The Repayment Periodのことをいい、次の式により算出する。		③ Xは、基本保険料率適用期間年数とし、次の式により算出する。 基本保険料率適用期間年数＝期間MS日から起算点までの期間＋償還期間 償還期間は、次の式により算出する。ただし、WALが0.5未滿となる場合はWALを償還期間とする。 償還期間＝(WAL－0.25)÷0.5 WALとは Weighted Average Life of The Repayment Periodのことをいい、次の式により算出する。		
$WAL = \frac{\sum_{i=1}^n (R_i)}{T_{dn}} \times T_{yn}$		$WAL = \frac{\sum_{i=1}^n (R_i)}{T_{dn}} \times T_{yn}$		
n	償還の回数	n	償還の回数	
R _i	第i回目の償還(第i回目の償還に係る償還元本の保険価額×T _{d i} ÷償還元本の保険価額の総額)	R _i	第i回目の償還(第i回目の償還に係る償還元本の保険価額×T _{d i} ÷償還元本の保険価額の総額)	
T _{d i}	起算点から第i回目の償還の期限までの日数	T _{d i}	起算点から第i回目の償還の期限までの日数	
T _{d n}	起算点から最終の償還の期限までの日数	T _{d n}	起算点から最終の償還の期限までの日数	

新		旧		備考
T y n	起算点から最終の償還の期限までの年数	T y n	起算点から最終の償還の期限までの年数	
<p>注1：基本保険料率の計算式中、{ } 内の数値は小数点以下第6位を四捨五入し、第5位までを有効とし、商品係数を乗じる前の数値は小数点以下第4位を四捨五入し第3位までを有効とする。</p> <p>注2：基本保険料率の計算の各過程（期間MS日から起算点までの期間、WAL、R i 及びT y nを除く。）において生じた数値は、小数点以下第11位を四捨五入し、第10位までを有効とする。</p> <p>注3：期間MS日から起算点までの期間、WAL及びT y nは、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。</p> <p>注4：期間MS日は、第1回貸付日から起算して起算点までの期間の中間日をいい、中間日が2日存在する場合は、最初の日をいう。<u>なお貸付日とは、次の各号に該当する場合にあっては、各号に規定するものをいう。</u></p> <p><u>1 貿易代金貸付金債権等が公債、社債その他これらに準ずる債券の場合にあっては、購入の日</u></p> <p><u>2 保証債務に係る借入金等が借入金の場合にあっては、主たる債務者による借入の日</u></p> <p><u>3 保証債務に係る借入金等が公債、社債その他これらに準ずる債券の場合にあっては、主たる債務者による発行の日</u></p> <p>注5：期間MS日から起算点までの期間は、翌年の期間MS日の応答日までを1年として年換算し、端数の日数については、起算点の後の最初の期間MS日の応答日までの日数で年換算した数値とする。T y nについても同様とする。</p> <p>注6：R iは小数点以下第7位を四捨五入し、第6位までを有効とする。</p>		<p>注1：基本保険料率の計算式中、{ } 内の数値は小数点以下第6位を四捨五入し、第5位までを有効とし、商品係数を乗じる前の数値は小数点以下第4位を四捨五入し第3位までを有効とする。</p> <p>注2：基本保険料率の計算の各過程（期間MS日から起算点までの期間、WAL、R i 及びT y nを除く。）において生じた数値は、小数点以下第11位を四捨五入し、第10位までを有効とする。</p> <p>注3：期間MS日から起算点までの期間、WAL及びT y nは、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。</p> <p>注4：期間MS日は、第1回貸付日から起算して起算点までの期間の中間日をいい、中間日が2日存在する場合は、最初の日をいう。</p> <p>注5：期間MS日から起算点までの期間は、翌年の期間MS日の応答日までを1年として年換算し、端数の日数については、起算点の後の最初の期間MS日の応答日までの日数で年換算した数値とする。T y nについても同様とする。</p> <p>注6：R iは小数点以下第7位を四捨五入し、第6位までを有効とする。</p>		

新		旧		備考
<u>注7：償還とは、保証約款に係る場合にあつては、借入金等の償還をいう。</u>				
④ 下表に掲げる信用リスク補完措置が講じられている場合には、信用割引係数は下表のとおりとする。ただし、信用割引係数の総和は、0.35 未満とする。		④ 下表に掲げる信用リスク補完措置が講じられている場合には、信用割引係数は下表のとおりとする。ただし、信用割引係数の総和は、0.35 未満とする。		
オフテイク契約担保 (法的強制力を伴い貸出人对して当該契約を譲渡し、債務者が支払不能となった後には、貸出人が債務者に代わって当該契約上の権利を行使できるもの。)	0.1 (オフショアエスクロウ口座がある場合を除く。)	オフテイク契約担保 (法的強制力を伴い貸出人对して当該契約を譲渡し、債務者が支払不能となった後には、貸出人が債務者に代わって当該契約上の権利を行使できるもの。)	0.1 (オフショアエスクロウ口座がある場合を除く。)	
オンショア動産担保 (機関車、医療機器又は建設機械等、容易に移転が可能でそれ自体価値を有するもの。)	0.25 (オンショア不動産担保がある場合を除く。)	オンショア動産担保 (機関車、医療機器又は建設機械等、容易に移転が可能でそれ自体価値を有するもの。)	0.25 (オンショア不動産担保がある場合を除く。)	
オンショアエスクロウ口座 (貸出人が債権保全の観点から、債務者による自由な使用を制限した上で債務者所在国内に設定した販売代金等を留保するための銀行口座。)	次の式により算出される相当の比率であつて、0.1 までの係数で日本貿易保険が認めたもの 当該口座留保金額／貸出額相当	オンショアエスクロウ口座 (貸出人が債権保全の観点から、債務者による自由な使用を制限した上で債務者所在国内に設定した販売代金等を留保するための銀行口座。)	次の式により算出される相当の比率であつて、0.1 までの係数で日本貿易保険が認めたもの 当該口座留保金額／貸出額相当	
オンショア不動産担保 (工場の組立て加工ラインに埋め込まれたタービンや製造機械など、取外しが大きな損失となるためにより大きな影響力を行使できるもの等。)	0.15 (オンショア動産担保がある場合を除く。)	オンショア不動産担保 (工場の組立て加工ラインに埋め込まれたタービンや製造機械など、取外しが大きな損失となるためにより大きな影響力を行使できるもの等。)	0.15 (オンショア動産担保がある場合を除く。)	
⑤ ベター・ザン・ソブリン係数は1.0 とする。ただし、次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する場合は0.9 とする。 (i) 債務者(外国の政府、地方公共団体、公的機関、金		⑤ ベター・ザン・ソブリン係数は1.0 とする。ただし、次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する場合は0.9 とする。 (i) 債務者(外国の政府、地方公共団体、公的機関、金融		

新	旧	備考
<p>融機関及び現地通貨建て国内販売が主である企業等は除く。以下、⑤において同じ。)の外部格付が、債務者の所在する国のソブリンの格付を上回る場合</p> <p>(ii) 外部格付を有しない債務者が次に掲げる要件に該当し、日本貿易保険が認める場合</p> <p>(イ) 外貨建て債務の履行に見合った外貨収益力があること</p> <p>(ロ) 高格付国に現金収入が見込める生産拠点や現地法人等を有していること</p> <p>(ハ) 外国人株主や戦略的パートナー(法的に有効な保証がない場合に債務者に対して資金援助をする者)からの金融支援が見込めること</p> <p>(ニ) ソブリンが外貨送金及び交換規制を行った際にも外貨送金等につき例外扱いが認められた等の実績があること</p> <p>(ホ) ソブリンが支払不能に陥っているような場合にも、高格付の国際的な銀行から資金の引出が可能な融資枠の設定を受けていること</p> <p>(ヘ) 輸出者に獲得外貨の国内還流を義務付けないこと等により、債務履行に使用可能な流動資産を海外に保有していること</p> <p>⑥ 商品係数は、個別保険にあつては1.3、2年以上貸付特約書にあつては1.0とする。</p>	<p>機関及び現地通貨建て国内販売が主である企業等は除く。以下、⑤において同じ。)の外部格付が、債務者の所在する国のソブリンの格付を上回る場合</p> <p>(ii) 外部格付を有しない債務者が次に掲げる要件に該当し、日本貿易保険が認める場合</p> <p>(イ) 外貨建て債務の履行に見合った外貨収益力があること</p> <p>(ロ) 高格付国に現金収入が見込める生産拠点や現地法人等を有していること</p> <p>(ハ) 外国人株主や戦略的パートナー(法的に有効な保証がない場合に債務者に対して資金援助をする者)からの金融支援が見込めること</p> <p>(ニ) ソブリンが外貨送金及び交換規制を行った際にも外貨送金等につき例外扱いが認められた等の実績があること</p> <p>(ホ) ソブリンが支払不能に陥っているような場合にも、高格付の国際的な銀行から資金の引出が可能な融資枠の設定を受けていること</p> <p>(ヘ) 輸出者に獲得外貨の国内還流を義務付けないこと等により、債務履行に使用可能な流動資産を海外に保有していること</p> <p>⑥ 商品係数は、個別保険にあつては1.3、2年以上貸付特約書にあつては1.0とする。</p>	
<p>(2) (1)の規定にかかわらず、国カテゴリーがAである場合又はOECD輸出信用アレンジメントに定めるカントリーリスクカテゴリー0に該当する場合は、OECD輸出信用アレンジメントの定めるところに基づき、日本貿易保険が認めた基本保険料率とする。ただし、市場指標を取得することが困難な場合又は輸出信用供与額が1000万SDR未満の場合は、国カテゴリーBの係数を用いて算出した(1)の基本保険料率とする。</p>	<p>(2) (1)の規定にかかわらず、国カテゴリーがAである場合又はOECD輸出信用アレンジメントに定めるカントリーリスクカテゴリー0に該当する場合は、OECD輸出信用アレンジメントの定めるところに基づき、日本貿易保険が認めた基本保険料率とする。ただし、市場指標を取得することが困難な場合又は輸出信用供与額が1000万SDR未満の場合は、国カテゴリーBの係数を用いて算出した(1)の基本保険料率とする。</p>	

新	旧	備考
<p>(3) <u>保険料を2回に分割して納付する場合</u>にあっては、上記(1)で算出した基本保険料率に次の式により算出した係数(小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。)を乗じて得た率を保険料率とする。</p> $0.5 + 0.5 \times (1 + R)^n$ <p>(i) Rは、決済が行われる通貨に適用される保険契約締結日における市中貸出基準金利(Commercial Interest Reference Rate)とする。</p> <p>(ii) nは、保険契約締結日から第2回目保険料支払日までの期間が1年以内の場合は1とし、当該期間が1年を超える場合は1に1年を超える期間の1年又はその端数ごとに1を加える。</p> <p>(4) プロジェクト・ファイナンス案件であり、かつ、<u>債務者が</u>生み出す生産物を買取る者(以下(4)において「オフテイカー」という。)の<u>債務者</u>に対する買取代金の支払いについてオフテイカーが所在する国の政府の保証が付されている<u>場合</u>であって、当該政府の保証が履行されなかったときに、信用事由としてではなく、<u>貸付金約款第3条第9号又は保証約款第3条第1号</u>の事由としててん補する場合は、上記(1)の基本保険料率算出式における信用付保率は0.95とする。</p>	<p>(3) <u>貸付契約に係る保険料を2回に分割して納付する場合</u>にあっては、上記(1)で算出した基本保険料率に次の式により算出した係数(小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。)を乗じて得た率を保険料率とする。</p> $0.5 + 0.5 \times (1 + R)^n$ <p>(i) Rは、決済が行われる通貨に適用される保険契約締結日における市中貸出基準金利(Commercial Interest Reference Rate)とする。</p> <p>(ii) nは、保険契約締結日から第2回目保険料支払日までの期間が1年以内の場合は1とし、当該期間が1年を超える場合は1に1年を超える期間の1年又はその端数ごとに1を加える。</p> <p>(4) プロジェクト・ファイナンス案件であり、かつ、<u>借入人が</u>生み出す生産物を買取る者(以下(4)において「オフテイカー」という。)の<u>借入人</u>に対する買取代金の支払いについてオフテイカーが所在する国の政府の保証が付されている<u>貸付契約</u>であって、当該政府の保証が履行されなかったときに、信用事由としてではなく、<u>約款第3条第9号</u>の事由としててん補する場合は、上記(1)の基本保険料率算出式における信用付保率は0.95とする。</p>	
<p>5 上記1、2及び4に規定する各係数表における国カテゴリー</p> <p>(1) <u>債務者の所在する国の国カテゴリーとし、当該債務者の所在する国と事業が行われる国が異なるときであって、当該債務者が当該事業を行う目的のために設立されたSPC等である場合は、いずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。ただし、国カテゴリーが異なる二以上の国で事業が行われる場合にあっては、当該二以上の国にそれぞれ適用される係数を当該プロジェクトの設備投資の額に基づき加重平均したものと債務者の所在する国に適用される係数のいずれか大きい方を適用し、上記4(1)の基本保険料率を算出する。</u></p>	<p>5 上記1、2及び4に規定する各係数表における国カテゴリー</p> <p>(1) <u>貸付金の償還国の国カテゴリーとし、貸付金の償還国と当該貸付金の保証国が異なるときには当該保証国の国カテゴリーとする。</u></p>	

新	旧	備考																																
<p>(2) <u>上記(1)の規定にかかわらず、債務者の債務について保証(保証約款において被保険者が行う保証債務の負担を除く。)を行う者がいる場合は、当該保証を行う者の所在する国の国カテゴリーとする。</u></p> <p>(3) 上記(1)、(2)の規定にかかわらず、OECD輸出信用アレンジメントにおいて規定される”Multilateral and Regional Institutions”を債務者とする2年以上案件に係る保険料率は、別途日本貿易保険が認めた国カテゴリーを適用する。</p>	<p>(2) <u>上記(1)の規定にかかわらず、2年以上案件のうちプロジェクト・ファイナンス案件の場合は、貸付金の償還国と事業が行われる国が異なるときには、いずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。</u></p> <p><u>ただし、国カテゴリーが異なる二以上の国で事業が行われる場合にあっては、当該二以上の国にそれぞれ適用される係数を当該プロジェクトの設備投資の額に基づき加重平均したものと貸付金の償還国に適用される係数のいずれか大きい方を適用し、上記4(1)の基本保険料率を算出する。</u></p> <p>(3) 上記(1)の規定にかかわらず、OECD輸出信用アレンジメントにおいて規定される”Multilateral and Regional Institutions”を借入人とする2年以上案件に係る保険料率は、別途日本貿易保険が認めた国カテゴリーを適用する。</p>																																	
<p>[3] ～ [9] (略)</p>	<p>[3] ～ [9] (略)</p>																																	
<p>[10] 海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款(以下[10]において「貸付金約款」という。)又は海外事業資金貸付(保証債務)保険約款(以下[10]において「保証約款」という。)に係る保険料率</p> <p>1 保険金額(貸付金約款にあっては<u>海外事業資金貸付金債権等</u>の元本に係るものに限り(以下Ⅲ[4]において同じ。)、保証約款にあっては保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る(以下Ⅲ[4]において同じ。))当たりの基本保険料率は次のとおりとする。</p> <p>非常事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b) × c × d 信用事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b)</p> <p>(1) 係数a及びbは、下表のとおりとする。</p> <p>① 非常事由に係る場合</p> <table border="1" data-bbox="232 1246 884 1407"> <thead> <tr> <th>国カテゴリー</th> <th>a</th> <th>b</th> <th>c</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>0.083</td> <td>0.144</td> <td>1.24</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>0.120</td> <td>0.207</td> <td>1.17</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>0.153</td> <td>0.265</td> <td>1.13</td> </tr> </tbody> </table>	国カテゴリー	a	b	c	A	0.083	0.144	1.24	B	0.120	0.207	1.17	C	0.153	0.265	1.13	<p>[10] 海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款(以下[10]において「貸付金約款」という。)に係る<u>保険料率</u>又は海外事業資金貸付(保証債務)保険約款(以下[10]において「保証約款」という。)に係る保険料率</p> <p>1 保険金額(貸付金約款にあっては貸付金債権等の元本に係るものに限り(以下Ⅲ[4]において同じ。)、保証約款にあっては保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る(以下Ⅲ[4]において同じ。))当たりの基本保険料率は次のとおりとする。</p> <p>非常事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b) × c × d 信用事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b)</p> <p>(1) 係数a及びbは、下表のとおりとする。</p> <p>① 非常事由に係る場合</p> <table border="1" data-bbox="1077 1246 1729 1407"> <thead> <tr> <th>国カテゴリー</th> <th>a</th> <th>b</th> <th>c</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>0.083</td> <td>0.144</td> <td>1.24</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>0.120</td> <td>0.207</td> <td>1.17</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>0.153</td> <td>0.265</td> <td>1.13</td> </tr> </tbody> </table>	国カテゴリー	a	b	c	A	0.083	0.144	1.24	B	0.120	0.207	1.17	C	0.153	0.265	1.13	
国カテゴリー	a	b	c																															
A	0.083	0.144	1.24																															
B	0.120	0.207	1.17																															
C	0.153	0.265	1.13																															
国カテゴリー	a	b	c																															
A	0.083	0.144	1.24																															
B	0.120	0.207	1.17																															
C	0.153	0.265	1.13																															

新				旧				備考																																																																																																
D	0.192	0.331	1.10	D	0.192	0.331	1.10																																																																																																	
E	0.225	0.390	1.09	E	0.225	0.390	1.09																																																																																																	
F	0.259	0.449	1.08	F	0.259	0.449	1.08																																																																																																	
G	0.425	0.735	1.05	G	0.425	0.735	1.05																																																																																																	
H	0.473	0.819	1.04	H	0.473	0.819	1.04																																																																																																	
② 信用事由に係る場合 (i) 貸付金約款に基づく保険契約であって、海外事業資金貸付を行った国の政府（財政当局に限る。）又は中央銀行（以下(1)において「政府等」という。）が発行する無条件かつ取り消すことができない償還保証がない海外事業資金貸付（政府等に直接貸し付けるもの又は政府等の債券の購入を除く。）に係るもの場合は、危険の程度に応じて下表の案件格付1から案件格付8までの係数とし、その他の場合は、案件格付1の係数とする。 (ii) 保証約款に基づく保険契約にあつては、危険の程度に応じて下表の案件格付1から案件格付8までの係数とする。				② 信用事由に係る場合 (i) 貸付金約款に基づく保険契約であって、海外事業資金貸付を行った国の政府（財政当局に限る。）又は中央銀行（以下(1)において「政府等」という。）が発行する無条件かつ取り消すことができない償還保証がない海外事業資金貸付（政府等に直接貸し付けるもの又は政府等の債券の購入を除く。）に係るもの場合は、危険の程度に応じて下表の案件格付1から案件格付8までの係数とし、その他の場合は、案件格付1の係数とする。 (ii) 保証約款に基づく保険契約にあつては、危険の程度に応じて下表の案件格付1から案件格付8までの係数とする。																																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">案件格付1</th> <th colspan="2">案件格付2</th> <th colspan="2">案件格付3</th> <th colspan="2">案件格付4</th> </tr> <tr> <th>a</th><th>b</th> <th>a</th><th>b</th> <th>a</th><th>b</th> <th>a</th><th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.020</td><td>0.034</td> <td>0.119</td><td>0.204</td> <td>0.158</td><td>0.272</td> <td>0.198</td><td>0.340</td> </tr> <tr> <th colspan="2">案件格付5</th> <th colspan="2">案件格付6</th> <th colspan="2">案件格付7</th> <th colspan="2">案件格付8</th> </tr> <tr> <th>a</th><th>b</th> <th>a</th><th>b</th> <th>a</th><th>b</th> <th>a</th><th>b</th> </tr> <tr> <td>0.277</td><td>0.476</td> <td>0.356</td><td>0.612</td> <td>0.791</td><td>1.360</td> <td>1.977</td><td>3.400</td> </tr> </tbody> </table>				案件格付1		案件格付2		案件格付3		案件格付4		a	b	a	b	a	b	a	b	0.020	0.034	0.119	0.204	0.158	0.272	0.198	0.340	案件格付5		案件格付6		案件格付7		案件格付8		a	b	a	b	a	b	a	b	0.277	0.476	0.356	0.612	0.791	1.360	1.977	3.400	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">案件格付1</th> <th colspan="2">案件格付2</th> <th colspan="2">案件格付3</th> <th colspan="2">案件格付4</th> </tr> <tr> <th>a</th><th>b</th> <th>a</th><th>b</th> <th>a</th><th>b</th> <th>a</th><th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.020</td><td>0.034</td> <td>0.119</td><td>0.204</td> <td>0.158</td><td>0.272</td> <td>0.198</td><td>0.340</td> </tr> <tr> <th colspan="2">案件格付5</th> <th colspan="2">案件格付6</th> <th colspan="2">案件格付7</th> <th colspan="2">案件格付8</th> </tr> <tr> <th>a</th><th>b</th> <th>a</th><th>b</th> <th>a</th><th>b</th> <th>a</th><th>b</th> </tr> <tr> <td>0.277</td><td>0.476</td> <td>0.356</td><td>0.612</td> <td>0.791</td><td>1.360</td> <td>1.977</td><td>3.400</td> </tr> </tbody> </table>				案件格付1		案件格付2		案件格付3		案件格付4		a	b	a	b	a	b	a	b	0.020	0.034	0.119	0.204	0.158	0.272	0.198	0.340	案件格付5		案件格付6		案件格付7		案件格付8		a	b	a	b	a	b	a	b	0.277	0.476	0.356	0.612	0.791	1.360	1.977	3.400	
案件格付1		案件格付2		案件格付3		案件格付4																																																																																																		
a	b	a	b	a	b	a	b																																																																																																	
0.020	0.034	0.119	0.204	0.158	0.272	0.198	0.340																																																																																																	
案件格付5		案件格付6		案件格付7		案件格付8																																																																																																		
a	b	a	b	a	b	a	b																																																																																																	
0.277	0.476	0.356	0.612	0.791	1.360	1.977	3.400																																																																																																	
案件格付1		案件格付2		案件格付3		案件格付4																																																																																																		
a	b	a	b	a	b	a	b																																																																																																	
0.020	0.034	0.119	0.204	0.158	0.272	0.198	0.340																																																																																																	
案件格付5		案件格付6		案件格付7		案件格付8																																																																																																		
a	b	a	b	a	b	a	b																																																																																																	
0.277	0.476	0.356	0.612	0.791	1.360	1.977	3.400																																																																																																	
(2) 上記(1)の規定にかかわらず、資源エネルギー案件に係る海外投資保険又は海外事業資金貸付保険の取扱について（平成19年3月22日 07-制度-00012）に規定する資源エネルギー総合保険A特約（以下〔10〕において「A特約」という。）を付して保険契約を締結する場合の係数a及びbは、下表のとおりとし、信用事由に係る場合にあつては危険の程度に応じて下表の案件格付1から案件格付8までの係数とする。ただし、2に規定する国カテゴリーがAの場合にあつて				(2) 上記(1)の規定にかかわらず、資源エネルギー案件に係る海外投資保険又は海外事業資金貸付保険の取扱について（平成19年3月22日 07-制度-00012）に規定する資源エネルギー総合保険A特約（以下〔10〕において「A特約」という。）を付して保険契約を締結する場合の係数a及びbは、下表のとおりとし、信用事由に係る場合にあつては危険の程度に応じて下表の案件格付1から案件格付8までの係数とする。ただし、2に規定する国カテゴリーがAの場合にあつては非常事由に係る場																																																																																																				

新										旧										備考
は非常事由に係る場合の係数 a 及び b は上記(1)①の係数とする。										合の係数 a 及び b は上記(1)①の係数とする。										
非常事由に係る場合		信用事由に係る場合								非常事由に係る場合		信用事由に係る場合								
		案件格付 1		案件格付 2		案件格付 3		案件格付 4				案件格付 1		案件格付 2		案件格付 3		案件格付 4		
a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	
0.099	0.170	0.020	0.034	0.059	0.102	0.119	0.204	0.198	0.340	0.099	0.170	0.020	0.034	0.059	0.102	0.119	0.204	0.198	0.340	
		信用事由に係る場合										信用事由に係る場合								
		案件格付 5		案件格付 6		案件格付 7		案件格付 8				案件格付 5		案件格付 6		案件格付 7		案件格付 8		
a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	a	b	
0.277	0.476	0.356	0.612	0.791	1.360	1.977	3.400			0.277	0.476	0.356	0.612	0.791	1.360	1.977	3.400			
<p>(3) Xは、基本保険料率適用期間年数とし、次の式により算出する。</p> <p>基本保険料率適用期間年数＝貸出の期間＋償還の期間</p> <p>注1：貸出とは、次の各号に該当する場合にあっては、各号に規定するものをいう。(以下(3)において同じ。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>海外事業資金貸付金債権等が公債、社債その他これらに準ずる債券の場合にあっては、購入</u> 2 <u>保証債務に係る借入金等が借入金の場合にあっては、主たる債務者による借入</u> 3 <u>保証債務に係る借入金等が公債、社債その他これらに準ずる債券の場合にあっては、主たる債務者による発行</u> <p>注2：償還とは、保証約款に係る場合にあっては、<u>借入金等の償還</u>をいう。(以下(3)において同じ。)</p> <p>① 貸出の期間は、次の式により算出する。ただし、WADが0.5未満となる場合はWADを貸出の期間とし、貸出の回数が1の場合は貸出の期間を0とする。</p> <p>貸出の期間＝(WAD－0.25)÷0.5</p> <p>WADとは、Weighted Average Life of The Disbursement Periodのことをいい、次の式により算出する。</p>										<p>(3) Xは、基本保険料率適用期間年数とし、次の式により算出する。</p> <p>基本保険料率適用期間年数＝貸出の期間＋償還の期間</p> <p>注1：貸出とは、次の各号に該当する場合にあっては、各号に規定するものをいう。(以下(3)において同じ。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>貸付金債権等が公債、社債その他これらに準ずる債券の場合、購入</u> 2 <u>借入金等が長期借入金の場合、主たる債務者の借入</u> 3 <u>借入金等が公債、社債その他これらに準ずる債券の場合、主たる債務者の発行</u> <p>注2：償還とは、保証約款に係る場合にあっては、<u>主たる債務の償還</u>をいう。(以下(3)において同じ。)</p> <p>① 貸出の期間は、次の式により算出する。ただし、WADが0.5未満となる場合はWADを貸出の期間とし、貸出の回数が1の場合は貸出の期間を0とする。</p> <p>貸出の期間＝(WAD－0.25)÷0.5</p> <p>WADとは、Weighted Average Life of The Disbursement Periodのことをいい、次の式により算出する。</p>										

新		旧		備考
$WAD = \frac{\sum_{i=1}^{n-1} (R_i)}{T_{d n}} \times T_{y n}$		$WAD = \frac{\sum_{i=1}^{n-1} (R_i)}{T_{d n}} \times T_{y n}$		
n	貸出の回数	n	貸出の回数	
R _i	第 i 回目の貸出 (第 i 回目の貸出の元本×T _{d i} ÷ 貸出の元本の総額)	R _i	第 i 回目の貸出 (第 i 回目の貸出の元本×T _{d i} ÷ 貸出の元本の総額)	
T _{d i}	第 i 回の貸出の日から起算して起算点までの日数	T _{d i}	第 i 回の貸出の日から起算して起算点までの日数	
T _{d n}	第 1 回の貸出の日から起算して起算点までの日数	T _{d n}	第 1 回の貸出の日から起算して起算点までの日数	
T _{y n}	第 1 回の貸出の日から起算して起算点までの年数	T _{y n}	第 1 回の貸出の日から起算して起算点までの年数	
<p>注 1 : WAD の計算の各過程 (WAD、R_i 及び T_{y n} を除く。) において生じた数値は、小数点以下第 11 位を四捨五入し、第 10 位までを有効とする。</p> <p>注 2 : WAD 及び T_{y n} は、小数点以下第 3 位を四捨五入し、第 2 位までを有効とする。</p> <p>注 3 : 起算点は、上記 I (10) の規定にかかわらず、最終の貸出の実行日とする。(以下②において同じ。)</p> <p>注 4 : T_{y n} は、翌年の第 1 回の貸出の日の応答日の前日までを 1 年として年換算し、端数の日数については、起算点の後の最初の第 1 回の貸出の日の応答日の前日までの日数で年換算した数値とする。</p> <p>注 5 : R_i は小数点以下第 7 位を四捨五入し、第 6 位までを有効とする。</p>		<p>注 1 : WAD の計算の各過程 (WAD、R_i 及び T_{y n} を除く。) において生じた数値は、小数点以下第 11 位を四捨五入し、第 10 位までを有効とする。</p> <p>注 2 : WAD 及び T_{y n} は、小数点以下第 3 位を四捨五入し、第 2 位までを有効とする。</p> <p>注 3 : 起算点は、上記 I (10) の規定にかかわらず、最終の貸出の実行日とする。(以下②において同じ。)</p> <p>注 4 : T_{y n} は、翌年の第 1 回の貸出の日の応答日の前日までを 1 年として年換算し、端数の日数については、起算点の後の最初の第 1 回の貸出の日の応答日の前日までの日数で年換算した数値とする。</p> <p>注 5 : R_i は小数点以下第 7 位を四捨五入し、第 6 位までを有効とする。</p>		
<p>② 償還の期間は、次の式により算出する。ただし、WAR が 0.5 未満となる場合は WAR を償還の期間とする。 償還の期間 = (WAR - 0.25) ÷ 0.5 WAR とは、Weighted Average Life of The Repayment Period のことをいい、次の式により算出する。</p>		<p>② 償還の期間は、次の式により算出する。ただし、WAR が 0.5 未満となる場合は WAR を償還の期間とする。 償還の期間 = (WAR - 0.25) ÷ 0.5 WAR とは、Weighted Average Life of The Repayment Period のことをいい、次の式により算出する。</p>		

新	旧	備考																				
$WAR = \frac{\sum_{i=1}^n (R_i)}{T_{dn}} \times T_{yn}$ <table border="1" data-bbox="159 347 958 587"> <tr> <td>n</td> <td>償還の回数</td> </tr> <tr> <td>R_i</td> <td>第 i 回目の償還（第 i 回目の償還の元本×T_{d i} ÷ 償還の元本の総額）</td> </tr> <tr> <td>T_{d i}</td> <td>起算点から第 i 回目の償還の期限までの日数</td> </tr> <tr> <td>T_{d n}</td> <td>起算点から最終の償還の期限までの日数</td> </tr> <tr> <td>T_{y n}</td> <td>起算点から最終の償還の期限までの年数</td> </tr> </table> <p>注1：WARの計算の各過程（WAR、R_i及びT_{y n}を除く。）において生じた数値は、小数点以下第11位を四捨五入し、第10位までを有効とする。</p> <p>注2：WAR及びT_{y n}は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。</p> <p>注3：T_{y n}は、翌年の起算点の応答日までを1年として年換算し、端数の日数については、最終の償還の期限の後の最初の起算点の応答日までの日数で年換算した数値とする。</p> <p>注4：R_iは小数点以下第7位を四捨五入し、第6位までを有効とする。</p>	n	償還の回数	R _i	第 i 回目の償還（第 i 回目の償還の元本×T _{d i} ÷ 償還の元本の総額）	T _{d i}	起算点から第 i 回目の償還の期限までの日数	T _{d n}	起算点から最終の償還の期限までの日数	T _{y n}	起算点から最終の償還の期限までの年数	$WAR = \frac{\sum_{i=1}^n (R_i)}{T_{dn}} \times T_{yn}$ <table border="1" data-bbox="1003 347 1803 587"> <tr> <td>n</td> <td>償還の回数</td> </tr> <tr> <td>R_i</td> <td>第 i 回目の償還（第 i 回目の償還の元本×T_{d i} ÷ 償還の元本の総額）</td> </tr> <tr> <td>T_{d i}</td> <td>起算点から第 i 回目の償還の期限までの日数</td> </tr> <tr> <td>T_{d n}</td> <td>起算点から最終の償還の期限までの日数</td> </tr> <tr> <td>T_{y n}</td> <td>起算点から最終の償還の期限までの年数</td> </tr> </table> <p>注1：WARの計算の各過程（WAR、R_i及びT_{y n}を除く。）において生じた数値は、小数点以下第11位を四捨五入し、第10位までを有効とする。</p> <p>注2：WAR及びT_{y n}は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。</p> <p>注3：T_{y n}は、翌年の起算点の応答日までを1年として年換算し、端数の日数については、最終の償還の期限の後の最初の起算点の応答日までの日数で年換算した数値とする。</p> <p>注4：R_iは小数点以下第7位を四捨五入し、第6位までを有効とする。</p>	n	償還の回数	R _i	第 i 回目の償還（第 i 回目の償還の元本×T _{d i} ÷ 償還の元本の総額）	T _{d i}	起算点から第 i 回目の償還の期限までの日数	T _{d n}	起算点から最終の償還の期限までの日数	T _{y n}	起算点から最終の償還の期限までの年数	
n	償還の回数																					
R _i	第 i 回目の償還（第 i 回目の償還の元本×T _{d i} ÷ 償還の元本の総額）																					
T _{d i}	起算点から第 i 回目の償還の期限までの日数																					
T _{d n}	起算点から最終の償還の期限までの日数																					
T _{y n}	起算点から最終の償還の期限までの年数																					
n	償還の回数																					
R _i	第 i 回目の償還（第 i 回目の償還の元本×T _{d i} ÷ 償還の元本の総額）																					
T _{d i}	起算点から第 i 回目の償還の期限までの日数																					
T _{d n}	起算点から最終の償還の期限までの日数																					
T _{y n}	起算点から最終の償還の期限までの年数																					
<p>(4) cは、プロジェクト・ファイナンス案件であり、かつ、<u>海外事業資金貸付の相手方又は保証債務に係る主たる債務者</u>（以下、「10」において「債務者」という。）が生み出す生産物を買取る者（以下(4)において「オフテイカー」という。）の債務者に対する買取代金の支払いについてオフテイカーが所在する国の政府の保証が付されている場合であって、当該政府の保証が履行されなかったときに、信用事由としてではなく、貸付金約款第3条第9号又は保証約款第3条第1号リの事由としててん補する場合は、上記(1)の表のとおりとし、その他の場合は、1.0とする。</p>	<p>(4) cは、プロジェクト・ファイナンス案件であり、かつ、<u>借入人</u>（保証約款に係る場合にあつては、保証債務に係る主たる債務者をいう。以下同じ。）が生み出す生産物を買取る者（以下(4)において「オフテイカー」という。）の借入人に対する買取代金の支払いについてオフテイカーが所在する国の政府の保証が付されている<u>海外事業資金貸付又は保証債務</u>の場合であつて、かつ、当該政府の保証が履行されなかったときに、信用事由としてではなく、貸付金約款第3条第9号又は保証約款第3条第1号リの事由としててん補する場合は、上記(1)の表のとおりとし、その他の場合</p>																					

新	旧	備考
<p>(5) dは、次のとおりとする。</p> <p>① 次に掲げるいずれかの外国法人がアセアン諸国又は日本政府との間で経済連携協定を締結した国若しくは当該協定の締結に向けた取組を行っている国において発行する現地通貨建て債券に係る債務を保証する場合（次に掲げる本邦法人又は本邦人が被保険者となる場合を除く。）であって、保証約款第3条第1号イ若しくはハに規定する事由により保証債務を履行したことにより受ける損失又は同号りに規定する事由であって当該債券の発行を行った国から送金が行われないことにより、当該債券の償還が期限までに行われないことにより保証を履行したことにより受ける損失をてん補しない場合は、0.25とする。</p> <p>(i) 本邦法人又は本邦人が、当該外国法人の議決権のある株式等の2分の1を超えて保有している外国法人</p> <p>(ii) 本邦法人の役員若しくは職員又は本邦人が、当該外国法人の役員総数（役員会において議決権を有する者に限る。以下同じ。）の2分の1を超える役員数を占めている外国法人</p> <p>(iii) 本邦法人又は本邦人が、当該外国法人の議決権のある株式等の4分の1を超え2分の1以下を保有している場合で、次のいずれかの条件に該当している外国法人</p> <p>(i) 当該外国法人の筆頭株主であること。</p> <p>(ii) 本邦法人の役員若しくは職員又は本邦人が、当該外国法人の役員総数の4分の1を超える役員数を占めていること。</p> <p>(iv) 上記(i)から(iii)までに掲げるもののほか、本邦法人又は本邦人が、当該外国法人の経営を実質的</p>	<p>は、1.0とする。</p> <p>(5) dは、次のとおりとする。</p> <p>① 次に掲げるいずれかの外国法人がアセアン諸国又は日本政府との間で経済連携協定を締結した国若しくは当該協定の締結に向けた取組を行っている国において発行する現地通貨建て債券に係る債務を保証する場合（次に掲げる本邦法人又は本邦人が被保険者となる場合を除く。）であって、保証約款第3条第1号イ若しくはハに規定する事由により保証債務を履行したことにより受ける損失又は同号りに規定する事由であって当該債券の発行を行った国から送金が行われないことにより、当該債券の償還が期限までに行われないことにより保証を履行したことにより受ける損失をてん補しない場合は、0.25とする。</p> <p>(i) 本邦法人又は本邦人が、当該外国法人の議決権のある株式等の2分の1を超えて保有している外国法人</p> <p>(ii) 本邦法人の役員若しくは職員又は本邦人が、当該外国法人の役員総数（役員会において議決権を有する者に限る。以下同じ。）の2分の1を超える役員数を占めている外国法人</p> <p>(iii) 本邦法人又は本邦人が、当該外国法人の議決権のある株式等の4分の1を超え2分の1以下を保有している場合で、次のいずれかの条件に該当している外国法人</p> <p>(i) 当該外国法人の筆頭株主であること。</p> <p>(ii) 本邦法人の役員若しくは職員又は本邦人が、当該外国法人の役員総数の4分の1を超える役員数を占めていること。</p> <p>(iv) 上記(i)から(iii)までに掲げるもののほか、本邦法人又は本邦人が、当該外国法人の経営を実質的</p>	

新	旧	備考
<p>に支配していると日本貿易保険が認めた外国法人</p> <p>② 本邦法人（被保険者となる場合を除く。）が、本邦外において事業を行う本邦法人の連結の範囲に含まれる子会社又はこれに準ずるとして日本貿易保険が認めた本邦法人の子会社の貸付金等（貸付金約款において規定する「貸付金等」をいう。）又は借入金等（保証約款において規定する「借入金等」をいう。）の償還に対する保証を行う場合は、0.25とする。</p> <p>③ その他の場合は、1.0とする。</p>	<p>に支配していると日本貿易保険が認めた外国法人</p> <p>② 本邦法人（被保険者となる場合を除く。）が、本邦外において事業を行う本邦法人の連結の範囲に含まれる子会社又はこれに準ずるとして日本貿易保険が認めた本邦法人の子会社の貸付金等（貸付金約款において規定する「貸付金等」をいう。）又は借入金等（保証約款において規定する「借入金等」をいう。）の償還に対する保証を行う場合は、0.25とする。</p> <p>③ その他の場合は、1.0とする。</p>	
<p>(6) 上記の規定にかかわらず、資源エネルギー案件に係る海外投資保険又は海外事業資金貸付保険の取扱について規定する資源エネルギー総合保険B特約（以下〔10〕において「B特約」という。）又は劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について（平成19年6月21日 07-制度-00026）に規定する劣後ローン特約（以下〔10〕において「劣後ローン特約」という。）を付して保険契約を締結する場合の基本保険料率は、保険年度ごとの平均残高に付保率を乗じて得た額当たりに次のとおりとし、年払い方式とする。</p> <p>注1 保険年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、第1回の資金貸付を行った日又は保険契約を締結した日のいずれか遅い日（以下「第1保険年度の開始日」という。）の属する年度においては、第1保険年度の開始日から3月31日までとし、最終の償還の日（保証債務の負担の場合においては、最終の償還の日又は保証債務の終期のいずれか早い日。以下同じ。）の属する年度においては、4月1日から当該最終の償還の日までとする。</p> <p>注2 平均残高は、1年間における毎日の元本の残高の合計額（貸付金等のすべてを対象とする保険契約については、1年間における毎日の元本の残高及び利子の残高の合計額）を当該1年間の日数で除して得た額を</p>	<p>(6) 上記の規定にかかわらず、資源エネルギー案件に係る海外投資保険又は海外事業資金貸付保険の取扱について規定する資源エネルギー総合保険B特約（以下〔10〕において「B特約」という。）又は劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について（平成19年6月21日 07-制度-00026）に規定する劣後ローン特約（以下〔10〕において「劣後ローン特約」という。）を付して保険契約を締結する場合の基本保険料率は、保険年度ごとの平均残高に付保率を乗じて得た額当たりに次のとおりとし、年払い方式とする。</p> <p>注1 保険年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、第1回の資金貸付を行った日又は保険契約を締結した日のいずれか遅い日（以下「第1保険年度の開始日」という。）の属する年度においては、第1保険年度の開始日から3月31日までとし、最終の償還の日（保証債務の負担の場合においては、最終の償還の日又は保証債務の終期のいずれか早い日。以下同じ。）の属する年度においては、4月1日から当該最終の償還の日までとする。</p> <p>注2 平均残高は、1年間における毎日の元本の残高の合計額（貸付金等のすべてを対象とする保険契約については、1年間における毎日の元本の残高及び利子の残高の合計額）を当該1年間の日数で除して得た額を</p>	

新									旧									備考
<p>いう。</p> <p>① <u>資金貸付</u>のうち元本のみを対象とする保険契約（以下「非償還型」という。）については下表のとおりとする。</p>									<p>いう。</p> <p>① <u>貸付金等</u>のうち元本のみを対象とする保険契約（以下「非償還型」という。）については下表のとおりとする。</p>									
国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H	国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H	
基本保険料率	0.174%	0.217%	0.259%	0.301%	0.364%	0.421%	0.475%	0.617%	基本保険料率	0.174%	0.217%	0.259%	0.301%	0.364%	0.421%	0.475%	0.617%	
<p>② <u>資金貸付のうち元本及び利子</u>を対象とする保険契約については、下表のとおりとする。</p>									<p>② <u>貸付金等のすべて</u>を対象とする保険契約については、下表のとおりとする。</p>									
国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H	国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H	
基本保険料率	0.202%	0.251%	0.288%	0.343%	0.412%	0.580%	0.659%	0.847%	基本保険料率	0.202%	0.251%	0.288%	0.343%	0.412%	0.580%	0.659%	0.847%	
<p>③ B特約第二章及び第三章並びに劣後ローン特約第一章及び第二章の各第1条第5号に定めるてん補事由をてん補対象としない保険契約（非償還型に限る。）については、下表のとおりとする。</p>									<p>③ B特約第二章及び第三章並びに劣後ローン特約第一章及び第二章の各第1条第5号に定めるてん補事由をてん補対象としない保険契約（非償還型に限る。）については、下表のとおりとする。</p>									
国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H	国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H	
基本保険料率	0.125%	0.155%	0.185%	0.215%	0.260%	0.301%	0.340%	0.441%	基本保険料率	0.125%	0.155%	0.185%	0.215%	0.260%	0.301%	0.340%	0.441%	
<p>(7) 上記の規定にかかわらず、<u>貸付金約款第2条第2号</u>に該当し、日本貿易保険の認めた本邦の銀行による支払保証がある場合における保険契約を締結する場合の基本保険料率は、以下のとおりとする。</p> <p>① 非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。</p>									<p>(7) 上記の規定にかかわらず、「<u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律</u>」第16条、「<u>中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律</u>」第12条、及び「<u>中小企業者と農林業業者との連携による事業活動の促進に関する法律</u>」第15条に係る貿易保険法の特例に該当し、日本貿易保険の認めた本邦の銀行による支払保証がある場合における保険契約を締結する場合の基本保険料率は、以下のとおりとする。</p> <p>① 非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。</p>									

新	旧	備考																		
<p>基本保険料率(%) = (a X + b) × 非常付保率 × 3.2</p> <p>② 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。</p> <p>基本保険料率(%) = (a X + b) × 信用付保率 × 3.2</p> <p>③ 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="255 387 824 520"> <thead> <tr> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常事由</td> <td>0.000049</td> <td>0.003</td> </tr> <tr> <td>信用事由</td> <td>0.000328</td> <td>0.000</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ X は、貸付の日から償還の期限までの期間の日数（当該日数が 30 日未満の場合にあつては 30 日）とする。</p>		a	b	非常事由	0.000049	0.003	信用事由	0.000328	0.000	<p>基本保険料率(%) = (a X + b) × 非常付保率 × 3.2</p> <p>② 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。</p> <p>基本保険料率(%) = (a X + b) × 信用付保率 × 3.2</p> <p>③ 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1099 387 1668 520"> <thead> <tr> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常事由</td> <td>0.000049</td> <td>0.003</td> </tr> <tr> <td>信用事由</td> <td>0.000328</td> <td>0.000</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ X は、貸付の日から償還の期限までの期間の日数（当該日数が 30 日未満の場合にあつては 30 日）とする。</p>		a	b	非常事由	0.000049	0.003	信用事由	0.000328	0.000	
	a	b																		
非常事由	0.000049	0.003																		
信用事由	0.000328	0.000																		
	a	b																		
非常事由	0.000049	0.003																		
信用事由	0.000328	0.000																		
<p>2 上記 1 に規定する係数表における国カテゴリー</p> <p>(1) <u>債務者の所在する国の国カテゴリーとし、当該債務者の所在する国と事業が行われる国が異なるときであつて、当該債務者が当該事業を行う目的のために設立された SPC 等である場合は、いずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。</u></p> <p>(2) <u>上記(1)の規定にかかわらず、債務者の債務について保証（保証約款において被保険者が行う保証債務の負担を除く。）を行う者がいる場合は、当該保証を行う者の所在する国の国カテゴリーとする。</u></p> <p>(3) 上記(1)、(2)にかかわらず、B 特約又は劣後ローン特約を付して保険契約を締結する場合の国カテゴリーは、海外事業資金貸付を行った国（保証債務に係る保険契約を締結する場合にあつては、<u>債務者の所在する国</u>）の国カテゴリーとし、海外事業資金貸付を行った国（保証債務に係る保険契約を締結</p>	<p>2 上記 1 に規定する係数表における国カテゴリー</p> <p>(1) <u>貸付金約款に係る場合にあつては、海外事業資金貸付を行った国の国カテゴリーとし、海外事業資金貸付を行った国と事業を行った国が異なるときは、いずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。ただし、海外事業資金貸付を行った国又は事業を行った国と当該貸付金等の償還に対する保証を行った国が異なるときには、当該保証国の国カテゴリーとする。</u></p> <p>(2) <u>保証約款に係る場合にあつては、借入人の所在する国の国カテゴリーとし、当該借入人の所在する国と事業を行った国が異なるときは、いずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。ただし、借入人の所在する国又は事業を行った国と借入金等に対する保証（被保険者が行う保証債務の負担を除く。）を行った国が異なるときには、当該保証国の国カテゴリーとする。</u></p> <p>(3) 上記(1)、(2)にかかわらず、B 特約又は劣後ローン特約を付して保険契約を締結する場合の国カテゴリーは、海外事業資金貸付を行った国（保証債務に係る保険契約を締結する場合にあつては、<u>借入人の所在する国</u>）の国カテゴリーとし、海外事業資金貸付を行った国（保証債務に係る保険契約を締結</p>																			

新	旧	備考
<p>結する場合にあっては、<u>債務者の所在する国</u>、事業を行った国又は重要資産等の存在する国が異なるときは、これらのうちいずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。ただし、海外事業資金貸付を行った国、事業を行った国又は重要資産等の存在する国と当該貸付金等の償還に対する保証を行った国が異なる場合には、当該保証国の国カテゴリーとする。</p>	<p>する場合にあっては、<u>借入人の所在する国</u>、事業を行った国又は重要資産等の存在する国が異なるときは、これらのうちいずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。ただし、海外事業資金貸付を行った国、事業を行った国又は重要資産等の存在する国と当該貸付金等の償還に対する保証を行った国が異なる場合には、当該保証国の国カテゴリーとする。</p>	
<p>3 割増は、次のとおりとする。次の(1)、(2)、(4)又は(5)のいずれかに該当する場合にあっては、上記1で算出した基本保険料率(次の(3)が適用される場合にあっては、(3)において計算された率)に、次の(1)、(2)、(4)又は(5)に規定する割増係数のうち該当するものすべてを乗じて得た率を保険料率とする。</p> <p>(1) 海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険外貨建対応方式特約書、海外事業資金貸付(保証債務)保険外貨建対応方式特約書、資源エネルギー総合保険B特約(海外事業資金貸付)に係る外貨建対応方式特約又は劣後ローン特約(海外事業資金貸付)に係る外貨建対応方式特約を付して保険契約を締結する場合(貸付金等又は保証債務が別表第6(2)に掲げる外貨(アメリカ合衆国ドル又はユーロを除く。)で償還される場合に限るものとし、上記1(5)において0.25が適用される場合及び上記1(7)に該当する場合は除く。)の割増係数は1.10とする。</p> <p>(2) 海外事業資金貸付保険運用規程第12条第2項及び第3項に基づき、海外事業資金貸付に係る保険料を分割して納付する場合の割増係数は次の式により算出した数値(小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。)とする。</p> $\frac{1}{P} + \sum_{n=1}^{P-1} \left[\frac{1}{P} \times (1+R)^n \right]$ <p>① Pは、分割の回数とする。</p> <p>② Rは、償還が行われる通貨(保証約款に係る場合にあっては、保証債務を履行する通貨)に適用される海外事業資</p>	<p>3 割増は、次のとおりとする。次の(1)、(2)、(4)又は(5)のいずれかに該当する場合にあっては、上記1で算出した基本保険料率(次の(3)が適用される場合にあっては、(3)において計算された率)に、次の(1)、(2)、(4)又は(5)に規定する割増係数のうち該当するものすべてを乗じて得た率を保険料率とする。</p> <p>(1) 海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険外貨建対応方式特約書、海外事業資金貸付(保証債務)保険外貨建対応方式特約書、資源エネルギー総合保険B特約(海外事業資金貸付)に係る外貨建対応方式特約又は劣後ローン特約(海外事業資金貸付)に係る外貨建対応方式特約を付して保険契約を締結する場合(貸付金等又は保証債務が別表第6(2)に掲げる外貨(アメリカ合衆国ドル又はユーロを除く。)で償還される場合に限るものとし、上記1(5)において0.25が適用される場合及び上記1(7)に該当する場合は除く。)の割増係数は1.10とする。</p> <p>(2) 海外事業資金貸付保険運用規程第12条第2項及び第3項に基づき、海外事業資金貸付に係る保険料を分割して納付する場合の割増係数は次の式により算出した数値(小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。)とする。</p> $\frac{1}{P} + \sum_{n=1}^{P-1} \left[\frac{1}{P} \times (1+R)^n \right]$ <p>① Pは、分割の回数とする。</p> <p>② Rは、償還が行われる通貨(保証約款に係る場合にあっては、保証債務を履行する通貨)に適用される海外事業資</p>	

新	旧	備考
<p>金貸付のための契約（保証約款に係る場合にあつては、保証契約）の締結の日における市中貸出基準金利（Commercial Interest Reference Rate）とする。</p> <p>③ n は、保険契約締結日から各分割保険料の支払日までの期間が1年以内の場合は1とし、当該期間が1年を超える場合は1に1年を超える期間の1年又はその端数ごとに1を加える。</p> <p>(3) 海外事業資金貸付の相手方等又は被保険者が外国政府等と当該海外事業資金貸付の相手方等が行う事業その他海外事業資金貸付に関して権利・義務関係を規定する契約を締結する場合に、当該海外事業資金貸付の相手方が重要資産等を外国政府等による当該契約の不履行若しくはこれに反する行為によって侵害されたこととして、てん補の対象とする場合の割増保険料率は、上記1の基本保険料率に0.2%を加えた率とする。</p> <p>(4) 海外事業資金貸付保険運用規程第12条第4項に基づき、海外事業資金貸付に係る保険料を2回に分割して納付する場合の割増係数は、次の式により算出した数値（小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。）とする。</p> $0.5 + 0.5 \times (1 + R)^n$ <p>(i) R は、決済が行われる通貨に適用される保険契約締結日における市中貸出基準金利（Commercial Interest Reference Rate）とする。</p> <p>(ii) n は、保険契約締結日から第2回目保険料支払日までの期間が1年以内の場合は1とし、当該期間が1年を超える場合は1に1年を超える期間の1年又はその端数ごとに1を加える。</p> <p>(5) 上記1(6)に該当する保険契約において、<u>海外事業資金貸付金債権</u>等若しくは借入金等に係る債権に質権若しくは譲渡担保が設定される場合又は別に付した特約において重要資産等を含めた株式若しくは貸付金債権に質権若しくは譲渡担保</p>	<p>金貸付のための契約（保証約款に係る場合にあつては、保証契約）の締結の日における市中貸出基準金利（Commercial Interest Reference Rate）とする。</p> <p>③ n は、保険契約締結日から各分割保険料の支払日までの期間が1年以内の場合は1とし、当該期間が1年を超える場合は1に1年を超える期間の1年又はその端数ごとに1を加える。</p> <p>(3) 海外事業資金貸付の相手方等又は被保険者が外国政府等と当該海外事業資金貸付の相手方等が行う事業その他海外事業資金貸付に関して権利・義務関係を規定する契約を締結する場合に、当該海外事業資金貸付の相手方が重要資産等を外国政府等による当該契約の不履行若しくはこれに反する行為によって侵害されたこととして、てん補の対象とする場合の割増保険料率は、上記1の基本保険料率に0.2%を加えた率とする。</p> <p>(4) 海外事業資金貸付保険運用規程第12条第4項に基づき、海外事業資金貸付に係る保険料を2回に分割して納付する場合の割増係数は、次の式により算出した数値（小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。）とする。</p> $0.5 + 0.5 \times (1 + R)^n$ <p>(i) R は、決済が行われる通貨に適用される保険契約締結日における市中貸出基準金利（Commercial Interest Reference Rate）とする。</p> <p>(ii) n は、保険契約締結日から第2回目保険料支払日までの期間が1年以内の場合は1とし、当該期間が1年を超える場合は1に1年を超える期間の1年又はその端数ごとに1を加える。</p> <p>(5) 上記1(6)に該当する保険契約において、貸付金債権等若しくは借入金等に係る債権に質権若しくは譲渡担保が設定される場合又は別に付した特約において重要資産等を含めた株式若しくは貸付金債権に質権若しくは譲渡担保が設定される場</p>	

新	旧	備考
<p>が設定される場合（ただし、保険金請求時までに質権若しくは譲渡担保権を消滅させることを条件としている場合又はこれと並行して貿易代金貸付保険若しくは海外事業貸付保険の被保険者が当該質権者若しくは譲渡担保権における譲渡担保権者である場合を除く。）の割増係数は1.10とする。</p>	<p>合（ただし、保険金請求時までに質権若しくは譲渡担保権を消滅させることを条件としている場合又はこれと並行して貿易代金貸付保険若しくは海外事業貸付保険の被保険者が当該質権者若しくは譲渡担保権における譲渡担保権者である場合を除く。）の割増係数は1.10とする。</p>	
<p>4 上記の規定にかかわらず、株式会社国際協力銀行の投資金融「海外現地法人等による第三国への輸出や進出先国での販売支援のための投資金融（ローカル・バイヤーズクレジット）」との協調融資案件について保険契約を締結する場合の保険料率は、[2] 4及び5の規定を適用し、商品係数は1.0とする。</p>	<p>4 上記の規定にかかわらず、株式会社国際協力銀行の投資金融「海外現地法人等による第三国への輸出や進出先国での販売支援のための投資金融（ローカル・バイヤーズクレジット）」との協調融資案件について保険契約を締結する場合の保険料率は、[2] 4及び5の規定を適用し、商品係数は1.0とする。</p>	
<p>Ⅲ その他（略）</p> <p><u>附 則</u> この改正は、<u>貿易保険法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 19 号）の施行の日から実施するものとする。</u></p>	<p>Ⅲ その他（略）</p>	

新	旧	備考																																																
別表第1 ～ 別表第5 (略)	別表第1 ～ 別表第5 (略)																																																	
<p>別表第6</p> <p>次の(1)に記載する特約書で対象となる外貨については次の(2)のとおりとする。</p> <p>(1) 対象となる特約書</p> <p>① 貿易一般保険（外貨建対応方式）特約書（<u>ただし</u>、2年以上案件に限る。）</p> <p>② <u>貿易代金貸付（貸付金債権等）保険外貨建対応方式特約書</u>（<u>ただし</u>、2年以上案件に限る。）</p> <p>③ <u>貿易代金貸付（保証債務）保険外貨建対応方式特約書</u>（<u>ただし</u>、2年以上案件に限る。）</p> <p>④ <u>海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険外貨建対応方式特約書</u></p> <p>⑤ <u>海外事業資金貸付（保証債務）保険外貨建対応方式特約書</u></p> <p>⑥ <u>資源エネルギー総合保険B特約（海外事業資金貸付）に係る外貨建対応方式特約</u></p> <p>⑦ <u>劣後ローン特約（海外事業資金貸付）に係る外貨建対応方式特約</u></p> <p>(2) 外貨建対応方式の対象となる外貨</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">国・地域名</th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">文字コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>アメリカ合衆国</td><td>ドル</td><td>USD</td></tr> <tr><td>英国</td><td>ポンド</td><td>GBP</td></tr> <tr><td>カナダ</td><td>ドル</td><td>CAD</td></tr> <tr><td>オーストラリア</td><td>ドル</td><td>AUD</td></tr> <tr><td>中華人民共和国</td><td>人民元</td><td>CNY</td></tr> <tr><td>ニュージーランド</td><td>ドル</td><td>NZD</td></tr> <tr><td>香港</td><td>ドル</td><td>HKD</td></tr> </tbody> </table>	国・地域名	名称	文字コード	アメリカ合衆国	ドル	USD	英国	ポンド	GBP	カナダ	ドル	CAD	オーストラリア	ドル	AUD	中華人民共和国	人民元	CNY	ニュージーランド	ドル	NZD	香港	ドル	HKD	<p>別表第6</p> <p>次の(1)に記載する特約書で対象となる外貨については次の(2)のとおりとする。</p> <p>(1) 対象となる特約書</p> <p>① 貿易一般保険（外貨建対応方式）特約書（<u>但し</u>、2年以上案件に限る。）</p> <p>② <u>貿易代金貸付保険（外貨建対応方式）特約書</u>（<u>但し</u>、2年以上案件に限る。）</p> <p>③ <u>海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険外貨建対応方式特約書</u></p> <p>④ <u>海外事業資金貸付保険（保証債務）保険外貨建対応方式特約書</u></p> <p>⑤ <u>資源エネルギー総合保険B特約（海外事業資金貸付）に係る外貨建対応方式特約</u></p> <p>⑥ <u>劣後ローン特約（海外事業資金貸付）に係る外貨建対応方式特約</u></p> <p>(2) 外貨建対応方式の対象となる外貨</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">国・地域名</th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">文字コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>アメリカ合衆国</td><td>ドル</td><td>USD</td></tr> <tr><td>英国</td><td>ポンド</td><td>GBP</td></tr> <tr><td>カナダ</td><td>ドル</td><td>CAD</td></tr> <tr><td>オーストラリア</td><td>ドル</td><td>AUD</td></tr> <tr><td>中華人民共和国</td><td>人民元</td><td>CNY</td></tr> <tr><td>ニュージーランド</td><td>ドル</td><td>NZD</td></tr> <tr><td>香港</td><td>ドル</td><td>HKD</td></tr> </tbody> </table>	国・地域名	名称	文字コード	アメリカ合衆国	ドル	USD	英国	ポンド	GBP	カナダ	ドル	CAD	オーストラリア	ドル	AUD	中華人民共和国	人民元	CNY	ニュージーランド	ドル	NZD	香港	ドル	HKD	
国・地域名	名称	文字コード																																																
アメリカ合衆国	ドル	USD																																																
英国	ポンド	GBP																																																
カナダ	ドル	CAD																																																
オーストラリア	ドル	AUD																																																
中華人民共和国	人民元	CNY																																																
ニュージーランド	ドル	NZD																																																
香港	ドル	HKD																																																
国・地域名	名称	文字コード																																																
アメリカ合衆国	ドル	USD																																																
英国	ポンド	GBP																																																
カナダ	ドル	CAD																																																
オーストラリア	ドル	AUD																																																
中華人民共和国	人民元	CNY																																																
ニュージーランド	ドル	NZD																																																
香港	ドル	HKD																																																

貿易保険の保険料率等に関する規程・新旧対照表

新			旧			備考
シンガポール	ドル	SGD	シンガポール	ドル	SGD	
インド	ルピー	INR	インド	ルピー	INR	
インドネシア	ルピア	IDR	インドネシア	ルピア	IDR	
マレーシア	リングgit	MYR	マレーシア	リングgit	MYR	
フィリピン	ペソ	PHP	フィリピン	ペソ	PHP	
大韓民国	ウォン	KRW	大韓民国	ウォン	KRW	
台湾	新台湾ドル	TWD	台湾	新台湾ドル	TWD	
タイ	バーツ	THB	タイ	バーツ	THB	
ベトナム	ドン	VND	ベトナム	ドン	VND	
ロシア	ルーブル	RUB	ロシア	ルーブル	RUB	
バーレーン	ディナール	BHD	バーレーン	ディナール	BHD	
ブラジル	レアル	BRL	ブラジル	レアル	BRL	
南アフリカ	ランド	ZAR	南アフリカ	ランド	ZAR	
	ユーロ	EUR		ユーロ	EUR	